

目次

ご挨拶

1) P A会幹事長挨拶	福田賢三	1
2) 日本弁理士会副会長挨拶	本多一郎	2
3) 日本弁理士会執行理事挨拶	大西正悟	4
4) 日本弁理士会常議員挨拶	中野圭二	5
5) 日本弁理士クラブ副幹事長挨拶	神林恵美子	6
6) P A会協議委員長挨拶	萩原康司	7

弁理士会役員等立候補予定者からのご挨拶

1) 日本弁理士会副会長立候補挨拶	狩野彰	8
2) 常議員立候補挨拶	村田実	10
3) 常議員立候補挨拶	高橋誠一郎	11
4) 常議員立候補挨拶	野上晃	13
5) 常議員立候補挨拶	穂坂道子	14
6) 監事立候補挨拶	一色健輔	15

実務系委員会等の活動状況

1) 特許委員会	野上晃	16
2) 意匠委員会	赤澤克豪	17
3) 商標委員会	加藤ちあき	18
4) ソフトウェア委員会	市原政喜	20
5) 国際活動センター	柳田征史	21
6) 弁理士制度110周年記念事業実行委員会	岡部譲	23

幹事会作業部会の会務報告

1) 政策部会	狩野彰	24
2) 庶務Ⅰ部会	穂坂道子	25
3) 庶務Ⅱ部会	林篤史	26
4) 庶務Ⅲ部会	神林恵美子	27
5) 会計部会	渡辺伸一	28
6) 人事部会	井出正威	29
7) 企画Ⅰ部会	野上晃	30
8) 企画Ⅱ部会	谷崎政剛	31
9) 研修部会	金井建	32
10) 組織部会	渡邊敬介	33

11) 中部部会	萩野幹治	34
12) 会報部会	伊東忠重	35

行事報告

1) 納涼会報告	野上晃	36
2) 研修会報告	金井建	37

同好会活動報告

1) ゴルフ同好会	石渡英房	39
2) 麻雀同好会	杉本文一	40
3) テニス同好会	平山洲光	41
4) スキー同好会	田中勲	42
5) ボウリング同好会	鈴木利之	44
6) アウトドア同好会	松田嘉夫	45
7) スクーバダイビング同好会	中野圭二	46
8) ソフトボール同好会	蔵合正博	48

新会員紹介		49
-------	--	----

PA会運営資金にご寄付をいただいている先生方		55
------------------------	--	----

叙勲・褒賞受章者（昭和37年以降）		57
-------------------	--	----

PA会関係歴代弁理士会理事（大正5年～昭和30年）		59
---------------------------	--	----

PA会関係歴代幹事長・弁理士会理事（昭和31年以降）		60
----------------------------	--	----

PA会会員歴代常議員（大正11年以降）		63
---------------------	--	----

特許庁関係役員（昭和31年以降）		67
------------------	--	----

PA会会則・慶弔規定（平成16年3月改訂）		74
-----------------------	--	----

PA会入会申込書・住所変更届		76
----------------	--	----



P A会の幹事長の挨拶

P A会幹事長 福田 賢三

平成21年度のP A会の幹事長を務めております福田賢三でございます。

今年の2月に就任して以来7ヶ月が経過し、残り5ヶ月弱となりました。

幹事長に就任して以来、極端に大きな事業、行事などがなく、作業部会の担当幹事の先生方に大変ご協力をいただきましたので、何とか職務を全うできたのではないかと考えております。

これからも、P A会の会員各位及び弁理士の先生方に接し、有益な情報があればP A会の皆様方に流すことにより、お役に立てばと考えております。

昨年の暮れに、P A会のある長老から幹事長の要請があったとき、弁理士登録をしてから30年以上も経過している私が、今更どうして、なぜ？等の疑問がありました。しかし、幹事長がいないと、団体として機能しないし、組織できないということで、幹事長を承諾した次第です。

幹事長という役職が決して楽ではないことは十分に承知していました。そして、幹事長に就任してから約3ヶ月程度は予想以上に多くの行事、会合などに引き出されましたが、初夏の頃から会合なども少なくなり、事務所での仕事やプライベート

での時間を費やすことができるようになりました。

最近ではP A会のメンバーに若手の弁理士が増加していますので、彼等にこれから積極的に会務、行事その他について参加してもらい、P A会の組織として若返り、活性化された状況で運営したいと思っております。

100年に一度といわれている超不景気な状態が、昨年度から現在までも続いておりますが、私共弁理士は知的財産を通じてこの不景気な状況を解決しなければならないと考えております。そのためには、一般社会にとって有益な技術の研究開発を創造することにより特許権などの独占的な権利を創設し、この権利を有効に活用することにより再び研究開発を創造するという知的創造サイクルを築く必要があると思います。

また、我々弁理士は、その知的創造サイクルの中にあって重要な地位を占めるわけですからあらゆる努力をしながら、一般社会にいくらかでも貢献する必要があるのではないかと考えております。

きわめて簡単ではありますが、幹事長就任の挨拶とさせていただきます、これからもご支援ご協力を切にお願い申し上げます。





日本弁理士会副会長挨拶

会務報告

日本弁理士会副会長 本多 一郎

1. はじめに

PA会のご推薦により副会長を拝命させて頂いてから約半年が経過しました。その間、PA会の皆様には大変お世話になっており、日頃の会務のご協力に厚く御礼申し上げます。特に、本年度の執行役員会で担当させて頂いている知的財産政策推進本部、総合政策検討委員会、広報センター、バイオ・ライフサイエンス委員会、農林水産知財対応委員会、関東支部・支部長会議、および監事会においては、多くのPA会の皆様に支えられており、この紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。会務関係につきましては、本誌と前後して発行される日弁会報第33号と、本年度の Patent 誌 8月号で報告させて頂いておりますので、今回は重複しないよう、担当とは別の観点から報告させて頂きたいと思っております。

2. 会務スタートまで

副会長に当選して直ぐの昨年11月に準備委員会が立ち上がり、3月まで週1回朝から晩まで会務についての勉強会を行なってまいりました。また、3月には合宿をして本番に備えました。本番直前は、「準備万端、やるぞ!」というよりは、正直、「あれもこれも分からないままだけど、え〜い、儘よ、あとは野となれ山となれ!」という気分でした。兎に角、担当する委員会にこれまで全く所属したことがなくとも担当しなければならず、会務がスタートしてから「ああ、こんなことをしてたのか。」と納得する場面が多々ありました。

3. 弁理士制度110周年記念式典まで

弁理士登録をした翌年、90周年記念式典に出席したときに皇太子殿下と現職の総理大臣を遠方からですが初めて直接見る機会を得、弁理士制度の社会的地位の高さに驚き、100周年記念式典では天皇陛下のご臨席でその思いを一層強く抱きました。そのような思いの下、110周年では期せずして副会長として出席できたことを光栄に思ってお

ります。弁理士制度が今後も発展し続けることを切に願うところですが、現状では、弁理士制度を取り巻く環境は決して生易しいものではないと感じております。

ところで、この7月1日までは、正に、ジェットコースターに乗っているような毎日でした。4月に本番がスタートして以来、裁判所や特許庁などの関係機関や諸団体の挨拶周りに始まり、次に各支部への挨拶まわり、その間、担当する委員会の立ち上げなど、ほぼ、毎日何等かの会務に追われる毎日が続きました。

4. 弁理士制度110周年記念式典以降

各副会長がそれぞれの担当の会務に慣れ、弁理士会が置かれている状況も十分に理解できるようになってきた8月に、後半に備え執行役員会では合宿を行い、それぞれ担当する委員会の問題点や今後の方向性を議論しました。このような合宿を行なったことで、各委員会やセンターで何が問題となっているか、また、今後どのような対応をすべきかを、執行役員会でしっかり共有することができました。

担当する会務関係につきましては、上述したように、日弁会報とPatent誌で報告させて頂いておりますので、それ以外の点で個人的に気付いた点を以下に紹介させて頂きます。

まずは、会員問題です。現在、8200名を超える全弁理士のうち半数以上がここ10年以内の合格者で占められており、会員の急増とともに、会員問題も増えてきております。週1回の執行役員会においても、会員問題に関する議案の占める割合は決して少なくありません。不景気を反映しての会費未納の問題、会員同士のトラブル、依頼人から会員への苦情等、様々な問題があります。問題が問題だけに、会員担当の副会長の苦労は並大抵なものではありません。

次に、研修所関係です。担当副会長が直接電話で話をしてもなお継続研修を受講しない会員への

今後の取り組み、弁理士登録の要件である義務研修のあり方など、弁理士登録に直結する問題だけに、今後も慎重かつ十分な議論が求められています。

最後に、支部と本会との関係です。支部の規模や歴史により支部間の格差は今後広がる一方であると思います。そのような状況下で、本会が支援活動、研修、弁理士の派遣や推薦などにおいてどのような調整役を果たしていくかは、今後の重要課題になってくると思います。

5. 最後に

今から、1年と少し前、PA会常任幹事であった弊所の故阿形明前所長から初めて副会長推薦の話伺いました。しかし、そのときは、事務所合併後間もないことなど、様々な状況から「光栄ですが無理です」と申し上げたのがつい先日のことのように思い出されます。そのとき、阿形先生は、自分が副会長をやったときも事務所は決して楽な

状況ではなかったことなど、当時の様子を切々とお話しされ、「事務所は大丈夫だから」との阿形先生の一言で大役をお引き受けする決心がつかしました。

しかし、その阿形先生は、金曜日の夜全くいつもと変わらない様子で仕事のお話をされていた次の週の4月27日月曜日の未明、突然、帰らぬ人となってしまいました。会務のスタートからまだ一ヶ月も経っておらず、それはあまりにも突然でした。その日から今日まで、PA会の皆様には一方ならぬお世話になり、また、多くの励ましのお言葉を頂戴し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今となっては副会長として会務を全うすることが阿形先生の遺志であると信じ、残りの約半年の任期の会務に対しても微力を尽くす所存でありますので、是非とも引き続き皆様の変らぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。





日本弁理士会執行理事挨拶

H21年度執行役員（常議員） 大西正悟

昨年度の役員選挙において常議員に選出頂き、今年度は会長からの指名により執行理事として活動を行っております。常議員選挙に際してはP A会の皆様の応援を頂き無事当選することができ、ここに改めて皆様に感謝申し上げます。

今年度の執行役員会は、筒井会長の下、8名の副会長と、11名の執行理事で構成されております。執行理事11名のうち6名が常議員から選出指名されており、私もそのうちの一人です。執行役員会の定例開催日は毎水曜日で、原則的には午前10時から10時半まで正副会長による会合が行われ、その後10時半から執行役員会となります。執行役員会では毎週多くの議案が提出され、昼食を挟んで熱心に議論が行われています。議題としては、各委員会から提出された要望、問題提起を含む事案や、会員問題を含む様々な事案が議論、検討されます。私個人としては、平成15年度に副会長として同様な議論を行ったのですが、今年度の議論を思うに、会員数の増加もあってか会員問題が増え、弁理士倫理を含めた確かな対応が必要であると痛感しています。

今年度執行役員としての私の役割は、P A会選出の本多一郎副会長の下で総合政策委員会を担当し、西島孝喜副会長の下で国際活動センターと産業競争力推進委員会とを担当することです。

総合政策委員会に関しては、現時点（H21/9）で、総合政策委員会の今年度の諮問事項のうちの「再登録時における旧登録番号復活制度導入のための検討について」がほぼ完了して報告書作成段階です。残念ながら旧登録番号の復活は難しいという結論ですが、詳細については別途発表になる

のでご覧ください。現在は次の諮問事項である「日本ビジネスサポートセンター（仮称）を外部機関として創設することの可能性およびその具体的方策についての検討」を中心として検討を進めております。

国際活動センターに関しては、4月にドイツ弁理士会が来日してのセミナー、ミーティングから始まって、海外との交流が行われ且つ予定されております。今年度は筒井会長の国際関係を重視するとの方針の下、カナダ弁理士会からの招待を受け、9月23日～25日のカナダ弁理士会年次総会に初めて出席することになり、私が会長代理として出席することになっております。また、10月以降は、A I P L A年次総会（ワシントンDC）、韓国弁理士会との交流会（東京）、中華商標フェスティバル（青島）、中国専利代理人協会との交流会（上海）、F I C P I代表団来日、A I P L Aミッドウインターミーティング（米国La Quita）等、行事が目白押しの状態です。

産業競争力委員会に関しては、中国法改正に対応する検討、中華商標フェスティバルへ参加してのセミナー企画、インド・ロシアの税関制度についてのセミナー企画、中国等の模倣品対策についての検討、コンテンツの模倣問題についての検討等、種々の検討がスムーズに進められております。

以上簡単な現況説明ですが、本年度は常議員（一年目）と執行役員という二つの職務を全うすべく、可能な限り努力するつもりです。P A会の会員の皆様にはこれらに関してご協力をお願いすることもあると思います。どうかよろしくお願ひします。



日本弁理士会常議員挨拶

常議員制度と活動報告

日本弁理士会常議員 中野圭二

私は平成21年度の常議員選挙でP A会の推薦を受けて立候補し、無投票当選させて戴きました。お忙しい中、応援団長をはじめ熱心に選挙運動をして戴いた方々の賜物と感謝すると共に心から御礼申し上げます。

先ず、日本弁理士会会則における常議員に関する規定の概要をご紹介します、本年度の活動をご報告したいと思います。

【常議員制度について】

常議員会は、会則78条に規定されているように、以下の事項について審議します。

- (1) 総会に付する議案に関する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 会規の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項
- (5) 経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
- (6) 綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、及びコンプライアンス委員会の委員の選任に関する事項
- (7) 本会又は会員の社会貢献に関する事項
- (8) その他会長が必要と認めた事項

常議員の任期は2年であり、選挙区選挙（7選挙区）を通じて定数の半数が毎年入れ替わります。そして、常議員会を構成して、総会に先立って執行役員会(会長、副会長、執行理事)の提案を事前に審議することを主な役割としています。

【平成21年度の活動】

本年度の常議員会は、常議員60人、執行理事11人(常議員との兼任が6人)、正副会長9人の合計74人で構成されています。

本年度は、これまでに2回の常議員会が開催されました。

第1回常議員会（平成21年4月15日開催）

執行理事の選任、常議員会審議委員会の設置及び委員の選任について承認されました。また、審議委員会として第1～4委員会が設けられました。

第2回常議員会（平成21年5月7日開催）

定期総会の議案事項（平成20年度の事業報告及び決算、平成21年度の事業計画及び予算、会令の改正及び制定など）について審議しました。

新しい動きとしては、弁理士過疎地域の地方自治体の知財推進活動に日本弁理士会として協力するため、会令「日本弁理士会会設事務所設置規則」制定について審議しました。

限られた時間内で多くの議案を審議することは大変ですから、事前の予習が必要となります。第2回常議員会での審議に先立って、執行役員会による常議員会議案説明会が開催され、事前に議案の説明と質疑が行われました。

【その他】

今年は、会員数が8千名を越え、毎年500名前後の弁理士試験合格者が新たに会員登録しています。このように増え続ける会員の声を反映させるには、選挙により全国の弁理士から選出された常議員をもっと活用するべきだと思います。

以上



日本弁理士クラブ副幹事長挨拶

日本弁理士クラブ副幹事長 神 林 恵美子

平成21年度日本弁理士クラブ副幹事長を務め、既に7ヶ月が経過しました。

日本弁理士クラブは、春秋会、稲門弁理士クラブ、南甲弁理士クラブ、無名会及びP A会の5会派によって構成される連合体組織であり、その会員数は優に2000名を越える最大の弁理士会派組織となっています。また、設立から60年余りという長い歴史を誇ります。

P A会等のような個別会派の他に、何故こうした連合体組織が必要なのか奇異に感じる方もいらっしゃるかも知れません。私自身、日本弁理士クラブの設立までの経緯を知っているわけではありませんが、例えば、日本弁理士会が、8つの会派に対してそれぞれ意見聴取を求めた場合、8つの会派からバラバラな意見が集まってきて、それを纏め上げることは大変であろう、という推測はできます。それよりも、日本弁理士クラブのような連合体組織に、ある程度の数の会派の意見を取り纏めてもらった上で、それを聴取する方が、遙かに効率的と考えられます。

それ故に、日本弁理士クラブは、日本弁理士クラブに所属する5会派の意見調整を行い、それに基づき日本弁理士会を人材面及び政策面でサポートする、と言う役割を担っています。

日本弁理士クラブは、所属会派間の交流を図るべく、旅行会、ゴルフ大会、ボーリング大会、テニス大会といった様々な催し物を行っています。そして、そうした催し物を実行するのが日本弁理士クラブの幹事会です。

日本弁理士クラブの幹事会は、幹事長、5名の副幹事長、政策委員会委員長及び各会派から選出された幹事数名で構成され、ほぼ毎月幹事会を開催し、そうした行事の企画実行を行っています。

また、組織運営に必要な、規約委員会、研修委員会、会報委員会、ホームページ委員会及び協議委員会と言った委員会を擁しています。

日本弁理士クラブ副幹事長は、それぞれ二つ程度の委員会又は催し物を担当します。因みに、私の担当は、会計、政策委員会及びゴルフ大会です。

ゴルフ大会は、去る6月の日本弁理士クラブ旅行会の折に行われ、梅雨間近の時期にも拘わらず、珍しく晴天に恵まれました。詳細については、日本弁理士クラブの会誌にてご紹介申し上げます。

会計担当は、日本弁理士クラブの活動予算を立て、その執行を監視する立場にあります。実は昨年度予期せぬ会長選挙があったため、選挙資金が嵩み、日本弁理士クラブは厳しい財政状況に陥りました。幹事会スタート当初は予算が立たないかも知れない、という危惧さえ持たれました。しかしながら、昨年度までの支出内容を精査したところ、省ける箇所も散見され、結果としては、きちんと実行可能な予算を組立てることができました。現在は収入に見合った健全な財政状況の実現及び来年度に予想される日本弁理士会会長選挙に備えて十分な選挙資金を蓄えることを目標として、着々と予算を執行しています。

来年度の会長選挙においては、各会派の調整役でもある日本弁理士クラブの役割は益々大きなものになると考えます。私個人としては、来年度は日本弁理士クラブの幹事会からは晴れてお役ご免になっているはずですが、今年度の自分にできること存分に果たしていく所存です。

最後になりましたが、昨年度のP A会幹事長在職中は、多くのP A会会員のご協力及びご指示をいただきました。この場を借りて心より御礼申し上げます。

PA会協議委員長挨拶

PA協議委員会報告

PA会協議委員長 萩原 康 司

平成22年度の弁理士会役員定時選挙が近づいてきました。

役員定時選挙は、会長、副会長、常議員、監事について行われます。

会長は2年任期であり、今年は選挙がありません。副会長は、定員8人、1年任期であり、毎年選挙によって新たな副会長が選出されます。常議員は、定員60人、2年任期であり、毎年半数(30人)の選挙が交代で行われます。監事は、外部監事の他、定員10人、2年任期であり、半数(5人)が毎年選挙によって選出されます。

そして、会長、副会長、監事については、全都道府県の区域を通して選挙が行われます。一方、常議員については、選挙区が定められており、各選挙区毎に選挙が行われます。すなわち、常議員の選挙は、常議員数が、北海道・東北選挙区、関東選挙区、東海選挙区、北陸選挙区、近畿選挙区、中国・四国選挙区、九州選挙区の7ブロックに分かれて選挙が行われます。

PA会は、約800人の会員を擁護する一大派閥会派として、毎年多くの弁理士会役員を送り出し、今年は下記の副会長1人、常議員(関東選挙区)4人、監事1人の立候補者を推薦することに決定いたしました。

副会長候補：狩野 彰 会員
常議員：村田 実 会員
高橋 誠一郎 会員

野上 晃 会員

穂坂 道子 会員

監事候補：一色 健輔 会員

副会長候補である狩野彰会員は、弁理士会常議員、委員会委員長、副委員長の他、PA会幹事長、日弁副幹事長など多くの経験があり、会務に精通した優れた能力のある人材です。また、常議員候補、監事候補の諸君も弁理士会副会長、常議員、委員会委員長、副委員長などの経験者も含んだ弁理士会活動に最適な人材であります。

今年のPA会では、下記のメンバーによって、協議委員会を構成し、上記の立候補者を推薦するための準備を進めてまいりました。

福田 賢三(幹事長)

萩原 康司(協議委員長)

林 篤史 野田 薫央(同副委員長)

浅村 皓 足立 泉 板垣 忠文

岡部 譲 越智 隆夫 神林 恵美子

小池 寛治 谷 義一 福田 伸一

柳田 征史 渡邊 伸一

PA協議委員会は、選挙運動期間に入り次第、選挙対策委員会として精力的に選挙運動を展開し、全候補者の当選に向かって全力で邁進してまいります。

是非とも皆様の多大なるご協力をお願い致します。





副会長立候補挨拶

日本弁理士会副会長 立候補のご挨拶

狩野 彰

この度、P A会の推薦を受け、平成22年度日本弁理士会副会長に立候補させていただくことになりました。弁理士登録から現在までの概略を紹介させていただくとともに、副会長候補としてのご挨拶を申し上げます。

約20年前に弁理士試験に合格し、弁理士登録と同時に事務所を開設しました。事務所は自宅の一部を使い、ワープロ機1台、F A X機1台でスタートしました。クライアントはほとんどゼロ、地道にコツコツ営業活動を始めました。

しかし、特許、商標は日本国内だけではなく外国でも重要であるとその頃から考えていましたので、すぐに外国へ旅立ち、A I P P Iの国際会議に一人で出席しました。以前から知り合いのイギリス弁理士と毎日、会場ロビーで会い、その紹介でフランス・グループのパーティーに参加することができました。その会場の博物館で、アメリカ、イギリス、ドイツの弁理士と親しくなり、その中のドイツ代理人とは今でも仕事の付き合いが続いています。また、エクスカージョンの帆船の上で韓国の代理人と知り合いになり、仕事を含めて親交が続いています。海外の代理人との仕事は当時わずかでしたが、弁理士業務を続ける上で、励みとなり、私の貴重な宝となっています。

開業から2年ほどたち、少し余裕が出てきましたので、やっとP A会に入会させていただきました。P A会には知り合いがほとんどいない状態でしたが、旅行会などに参加し、多くの先生方とお話することができ、以後ご指導をいただいております。

弁理士会の委員会活動については、他の会派の先生から誘われて知的財産支援センターの発足時の総務部長や副センター長を行ったことがきっかけとなり、関心を持つようになりました。知的財

産支援センターの立ち上げを正副センター長とともに情熱を燃やして取り組みました。地方と都市との会員の意識の差などを支援センターの活動を通して初めて知ることができました。

その後、P A会の幹事、幹事長、選対委員長を歴任させていただくとともに、P A会からの推薦で、日本弁理士会の総合政策検討委員会の委員長、副委員長や例規委員会の委員長や関東支部設立準備WGの委員や関東支部の副支部長や役員制度検討委員会の委員などを経験させていただきました。また、日本弁理士クラブの副幹事長や幹事となり、他の会派の多くの先生と顔見知りになり、議論する機会も増えました。

P A会に入会したことがきっかけとなり、P A会幹事会やP A会研修等に出席するようになり、弁理士制度や知的財産制度を取り巻く「動き」を広い視野で見るための基礎が少しは築かれてきたのではないかと感じております。

また、その間に、受験勉強中にお世話になった事務所の一部分を引き継ぐことに合意し、弁理士、事務員をお引き受けするとともに内外のクライアントからの多くの仕事を継続する骨の折れる貴重な経験をしました。これによって「事務所継承」の問題点や困難性について多少考える機会が得られました。

弁理士法第63条（役員）第3項に「副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。」と規定されています。平成22年度の会長は、今年度に引き続き、筒井大和先生であり、P A会が属している会派である「日本弁理士クラブ」の出身ですので、なおさら、筒井会長を補佐し、担当する会務を執行することに励むとともに、執行理事会等において積極

的に建設的に議論を戦わせる所存であります。

次年度に特に関心を持っているテーマは、

- 1) 公的資金の受け皿となる「外部機関」の設立
- 2) 関東支部の充実による地元弁理士の仕事の
拡大
であります。

担当する会務はまだ決まっておりませんが、関連する情報、知識の蓄積を早期に充実させ、今までの経験を生かしつつ、先達者や担当者のご意見に耳を傾け、副会長の責務を全うしていきます。今後ともP A会の先生方のご鞭撻、ご支援をいただきますよう心からお願い申し上げます。

(文書責任者：萩原康司)



常議員立候補挨拶



常議員立候補のご挨拶

村 田 実

PA会からの推薦を受けて、22年度の常議員候補として立候補させていただきました。

常議員は、昭和63年～平成2年に務めており、今回当選させて頂くと2回目の常議員となります。

1回目の常議員をなんとか無事過ごした後は、PA会からの推薦によって、日本弁理士会副会長、執行補佐役（会員への苦情相談担当）、研修所副所長、関東支部副支部長、弁政連副会長の他、各種委員会の委員長、副委員長、委員を数多く経験させていただきました。

常議員制度は、1回目の任期においては監査が主でしたが、時代の流れと共に大きく変化して、日本弁理士会の正副会長を主とする執行部的な役割をも果たすようになってきました。執行部を構成する執行理事の半数以上が常議員であることもその現れでしょう。

1回目の常議員から現時点までの私の日本弁理士会等での活動を振り返ってみると、会員問題、研修関係および弁政連が非常に大きなウエイトを占めており、また、WTOや外国法事務弁護士に関連して職域問題に関するウエイトが大きかったことを感じております。

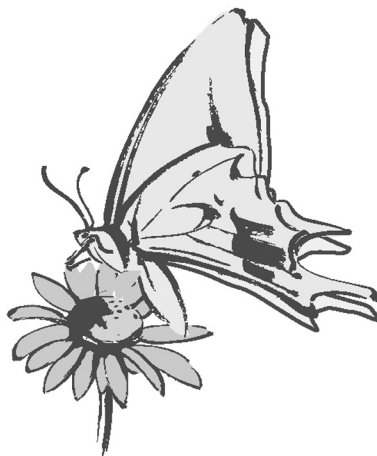
昨今の経済事情や弁理士の大幅増員等から弁理士を取り巻く環境が非常に厳しくなっており、弁理士個人では勿論のこと日本弁理士会をもってして容易には解決策を見いだせない、という状況になっております。このような状況下において、今までの経験を活かすべく、日本弁理士会内部における会員問題や研修関係についての活動は勿論のこと、弁理士の地位の維持、向上のために、弁政連関係の活動を始めとする対外的な活動にも積極的に関与できればと思っております。

日本弁理士会の会長である筒井大和先生とは、弁理士試験の同期合格ということもあってフランクに話し合える関係にあります。筒井会長は、会長選挙の際に、弁理士の料金問題を1つの大きな政策項目として掲げておりましたので、この料金問題にも関与できればと考えております。

日本弁理士会の役員として活動する機会がこれ最後になるであろうと思っており、微力ながら日本弁理士会や会員のために少しでも役立てる活動ができれば、というのが率直な気持ちであります。

以上

（文書責任者：萩原康司）



常議員立候補挨拶



常議員立候補にあたって

高橋 誠一郎

この度、P A会からのご推薦を頂き、平成22年度の常議員に立候補させていただくことになりました。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

立候補に際して、簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、昭和35年（1960年）に新潟県南魚沼郡塩沢町というところで生まれました。塩沢町は、スキー場と魚沼産コシヒカリで有名です。生まれは、塩沢町ですが、育ったのは、東京の江戸川区平井です。昭和30年代の終わり頃までは、工場や町工場の多い町でした。工場が汲み上げる地下水の量が多いため、毎年十cmぐらい地盤が沈下し、川よりも低い所謂0メートル地帯です。しかし、都営住宅ができると住宅が増え始め、次第に、工場は地方へ移転し住宅街に変わっていきました。そんな土地で育った私は、一応、下町育ちといえるかもしれませんが、「いき」とは程遠い「野暮」で「鈍重」な性格であることをご容赦くださいますようお願い申し上げます。

昭和58年に千葉大学工学部機械工学科を卒業し、昭和60年に同大学の大学院工学研究科機械工学専攻を修了いたしました。修士課程では、含水エタノールディーゼルエンジンの燃焼の研究をしました。当時は、まだ、1973年のオイルショックの印象が強く残っており、石油に代わる代替燃料が求められていました。エタノールは、いわゆるバイオマス燃料ですが、日本では開発があまり進みませんでした。修士課程修了後、三菱重工業の長崎研究所へ就職し、ディーゼルエンジンの燃焼の研究を続けました。

しかし、その後、弁理士試験を受験することを決意し、私の父が大変お世話になっている岡部正夫先生の事務所に、昭和63年に入れていただきました。岡部国際特許事務所では、井上義雄先生にいろいろとご指導をいただき、特に、クレームドラフティングについて丁寧に教えていただきました。これが、私の実務の基礎になっており、今ま

で大過なく仕事をしてこられたのも、井上先生のご指導によるものと大変感謝しています。井上先生は、10年以上前に独立され、井上国際特許商標事務所を経営されています。

岡部国際特許事務所では実務経験を積みながら弁理士試験の勉強をする機会を頂き、どうかこうにか平成7年（1995年）に弁理士試験に合格することができました。この年は、1月に阪神・淡路大震災があり、3月に地下鉄サリン事件があり、11月に弁理士登録と同時に娘の誕生がありと、悲喜こもごもの一年でした。

P A会へは、岡部正夫先生の紹介で入会できました。そして、岡部譲先生に誘われてP A会の旅行会や集まりに参加させていただきました。P A会の旅行会や集まりは豪華なもので、弁理士になってよかったなあと思いました。しかし、その後、90年代の後半からは、ウルグアイラウンドのGATSの影響などによりサービス業の自由化が叫ばれ、弁理士の業務内容が拡大するとともに競争の厳しい時代になってきました。

P A会では、研修部会のお手伝いをさせていただきました。P A会は、優秀な先生方が多くいらっしゃいますので、講師の先生に事欠くことはありませんでしたし、皆様快く講師を引き受けてくださいました。また、講義後の懇親会では、立派な先生方が寄付をして下さり、とても助かりました。P A会の先生方にはとても感謝しています。

弁理士会の活動は、P A会からの推薦により、平成13年に特許委員会に参加させていただきました。その後、平成15年から現在まで研修所運営委員会に参加させていただいています。この間に、弁理士を取り巻く環境は大きく変化し、研修に関しても、平成15年に特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修が開始され、平成20年に法定義務研修が開始されました。法定義務研修によれば、弁理士登録を希望する者に対して登録前に「実務

修習」としての義務研修が課され、既登録の全弁理士に対しても「継続修習」としての義務研修が課されます。弁理士は、知的財産に関する法律の知識を熟知しているとともに、特許庁や裁判所に対する実務能力にも優れていると思います。また、弁理士業務内容の拡大に伴い知的財産全般に渡り総合的な法律知識と能力を必要とする仕事をされている弁理士や、自由競争の中で特許や商標などの専門家としての専門的な知識と能力を発揮する仕事をされている弁理士の方々がいらっしゃいま

す。このような状況の中で、日本弁理士会の研修所において、法律知識と実務能力の両面から研修を取り入れて、さらに弁理士の地位が向上することを期待しています。

このように、日本弁理士会の役割は、今後ますます大きくなっていくものと思われます。私も、常議員に当選させていただけたならば、日本弁理士会に微力ながらお役に立てるように、全力を尽くす所存でございます。どうか、皆様のご指導とご支援をよろしくお願い申し上げます。

(文書責任者：萩原康司)



常議員立候補挨拶



常議員立候補にあたって

野 上 晃

この度、P A会よりご推薦をいただき、平成22年度の常議員候補として立候補させていただくこととなりました。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

まず、簡単に自己紹介をさせていただきたいと思えます。

私は、昭和58（1983）年に早稲田大学を卒業後、建材メーカーに就職し、最初の5年間、研究所に勤務した後、愛知県、新潟県の生産工場に都合10年間勤務いたしました。研究所、工場に勤務した15年を通して、まったく特許とは無縁の環境の中におりました。このような私に、会社は特許関係の部署を社内に新設するから戻ってこいというわけです。なにせ、当時は特許が何かすらも知らなかったのですから、非常に驚きました。それとともに、配属後に何をやるんだろうと不安になったことを覚えております。それでも、配属後に会社がお付き合いさせていただいていたいくつかの特許事務所を訪問しはじめいろいろなお話をお聞きするなか、さる弁理士より、弁理士試験にチャレンジしてみたら、と言われたのが、弁理士試験の勉強を始めるきっかけとなりました。2002年に弁理士試験に合格、弁理士登録し、翌年の初めにはそれまでの会社を退職するとともに現在の事務所にお世話になることになりました。

日本弁理士会の会務としては、P A会のご推薦により、現在までにパテント編集委員会（本年度より広報センターパテント編集部会）及び特許委員会の委員をそれぞれ務めさせていただきました。パテント編集は、本年度で都合7年目を迎えております。その間、平成17（2005）年にはパテント編集委員長を務めさせていただきました。パテント編集は、パテント誌発刊の担当月の編集作業ではその担当号の原稿をすべて査読しなければなら

ないので、短期間非常に大変な思いをしますが、パテント発刊前に原稿を読むことができるというのが1つの醍醐味だろうと思っています。また、特許委員会は本年度で3年目を迎え、本年度は副委員長を務めさせていただいております。特許委員会では、非常に細かい検討作業が必要とされますので、その点ではパテント編集とは異なる大変さがあると感じております。

また、日本弁理士会関東支部においても、東京委員会の委員を務めさせていただいております。今年度2年目を迎え、中小企業支援に関しての具体的な企画、運営に携わっており、中小企業支援や他の工業や業界団体との連携の重要性を改めて感じている次第です。

P A会では、これまで組織部会、企画I部会、会報部会、研修部会の委員を務めさせていただきました。特に、組織部会では幹事及び部会長を務めさせていただき、P A会主催の口述練習会には、平成15（2003）年より、毎年、企画実行に携わり、またはお手伝いをさせていただいております。また、企画I部会では部会長を務めさせていただきましたが、本年度はこの企画I部会の幹事を拝命し、現在、今年度の弁理士試験合格者祝賀会の準備を進めているところです。

最後に、常議員としての活動内容やその職責などについてほとんどわからない状態であり、私のような若輩者がどの程度お役に立てるかわからないというのが正直なところですが、常議員として、執行部のサポートのみならず、会員の皆様と執行部との橋渡しとして少しでもお役に立てますように、微力ながら尽力していく所存です。今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

以上

（文書責任者：萩原康司）

常議員立候補挨拶



常議員立候補にあたって

穂坂道子

この度、P A会からご推薦いただき、平成22年度日本弁理士会常議員に立候補させて頂くことになりました。立候補に際し、簡単に自己紹介させて頂き、私が日頃考えていることを知っていただきたいと思えます。

私は、父が弁理士であり、子供のころから、父の勤務する特許事務所主催の家族旅行に参加したり、INTAの年次総会について行ったりする機会があり、弁理士という職業に漠然とした興味を持っていました。その後父が独立し、小さな事務所で母が経理でしたので、自宅に帰れば話題は常に事務所のことで、私は、創業の厳しさ、仕事のやりがい、といったことを身近に感じながら育ちました。

ところが大学も就職も弁理士とは無関係な選択をし、結婚し、子供を産み、やりがいのある仕事が見つからないまま悶々としているところへ、父から事務所にアルバイトに来ないかと誘われ、父の所であれば乳飲み子がいても働ける、という理由のみから、初めて実際の弁理士の仕事の場に入り込んだのでした。今思えば、父は自分の事務所に後継ぎがないことに気づき、暇そうな私を巻き込んだのだらうと思えます。

事務所で働いてみた結果、私は弁理士という職業は収入も高く実にやりがいのある仕事であるということに気づき、弁理士資格取得を志しました。そして平成15年に資格を得、翌年の平成16年に父が引退して私は事務所を引き継ぎ、現在に至っています。

P A会には、父が大変お世話になっていたことから迷わず入会しました。入会后、P A会の作業部会での活動を平成17年から現在まで4年間行い、多くの先生方と知り合いました。私は、上記経緯

によりごく浅い経験のみでいきなり事務所の代表を任せられましたので、わからないことばかりで、先輩の先生方から何う話はいへん貴重でした。弁理士会では、研修所の委員と著作権委員会の委員をそれぞれ二年間やらせていただき、現在は知的財産支援センターの部員をやらせていただいて多くのことを学んでいます。

「同業者間に知り合いを作るのではなく、他業者に向けて知り合いを作った方が仕事に直結する」、「弁理士会や会派の活動は時間をとられるばかりだからすべきではない」、といった考え方がありますが、現在の私にとっては、これはあてはまらないようです。私にとっては、同業者の仲間を多く持ちその中で過ごすことによって、ようやく外へ向ける土台作りができていくように感じます。その土台は常に磨いていなければ意味がなく、つまり常に何某の活動をしている必要があると思えます。それによりようやく、質の高い仕事をめざし、顧客を満足させる方法を知ることができ、ひいては優れた弁理士・優れた人間になることに結びつくと思うのです。

若い先生方、特に、独立開業を予定している方には、会派の活動や弁理士会の活動に、遠慮することなく活発に参加することをお勧めしたいです。活動を通じて失敗はたくさんありますが、失敗せずに成長はできません。恐れることなくやってみてほしいと思えます。

私はこの度、常議員としてP A会の推薦をいただく機会を得ましたので、当選できましたら、常議員としておおいに働かせていただきます。

未熟な私ですが、皆様のご指導、ご支援をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願い致します。

(文書責任者：萩原康司)



監事立候補挨拶

一色 健 輔

この度、P A会からのご推薦により、監事に立候補することになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

日本弁理士会に「監事」なる役職があることは知っておりましたが、これがどのような職責等を有するののかについては、漠然とした知識しかありませんでした。そこで、今回の立候補にあたり、その辺を調べてみました。

先ず、日本弁理士会会則の第6章には役員の規定があり、そこで本会には10人の監事を置くとされ、役員を選出の規定では監事5人(定数の半数)を、毎年弁理士の中から選挙によって選任するとされ、任期については2年となっております。そしてさらに、会則の第9章では監事会の組織や職責などについての規定があり、日本弁理士会規第15号で「日本弁理士会監査細則」が設けられ、ここで監査に関する細かな事項が規定されています。

監事会の職責は「執行役員会の会務の執行並びに本会の資産及び会計の状況を監査する」ことで、会計監査に関しては、公認会計士などの外部の専門家の意見に依存することができますが、会務の監査については監事会が執行役員会議事録に目を通したり、執行役員会の説明を受けるなどして行うこととなります。

さらに、監事会は本会の監査のみならず支部の監査を含みますので、現在では本会以外に9支部の監査を行わなければなりません。

そして、監査結果を総会において報告することが義務づけられております。

この規定を見ながら思い出すのは、私が副会長の職を担っておりました平成17年度の総会において、監事長の会務監査報告に対して会員から異議

の申立があり、総会が紛糾したことです。この時に監事会の職責の重大さを思い知らされました。

この責任の大きさ以外にも、監査業務の増大が気になります。監事会に関する規定は平成12年に新設されたようで、その時から現在まで監事の定数は10名)となっておりますが、日本弁理士会の業務及び予算規模はその当時と比べると著しく増大しており、また支部の数も当時より7支部増えております。

監事10人で毎月の日本弁理士会の会計監査及び本会および9支部の業務監査をすることは大変な負担であり、逆に言うると詳細な業務監査は不可能ではないかと思う程です。

監査業務そのものは事務的な判断業務であり、監事が手分けして行うことができる内容ではないかと思えます。そうであれば、日本弁理士会の業務の拡大及び支部の増大に合わせた適正な監事の定数を再検討して、定数の改正を行うことも必要ではないかと考えます。

私自身は会計の知識を持ち合わせておりませんので、会計監査については正確な判断はできません。よって、外部の公認会計士の監査に頼ることになると思えます。また、業務監査については副会長の経験がありますので、ある程度は理解できますが、私は本来「性善説」の立場をとっておりますので、人さまの業務監査などには最も適していない人物だと考えております。しかし、P A会から監事としての推薦を受けた以上、選挙で選任されましたら、できる範囲で職務に忠実に監事の役を遂行する所存ですので、よろしく御協力の程お願い申し上げます。

(文書責任者：萩原康司)



特許委員会の活動について

野 上 晃

平成21年度の特許委員会は、委員長以下、総勢50名で構成され、PA会からは私を含め8名の先生が委員として参加されています。そして、昨年同様に4つの部会に分かれて諮問事項及び審議委嘱事項の検討を行っています。各部会における諮問事項は、以下のようになっています。

第1部会

特許法改正事項及びその運用並びに今後の動向に関する調査・研究（諮問1）

第2部会

特許制度の在り方（36条）についてのさらなる調査、研究及び提言（諮問3）

「発明の認定」についての調査、研究および提言（諮問2）

第3部会

国際的特許制度についての調査・研究（諮問4）

「発明の認定」についての調査、研究および提言（諮問2）

第4部会

権利行使の際における特許権の安定性に関する特許制度の在り方の調査、研究及び提言（諮問5）

「発明の認定」についての調査、研究および提言（諮問2）

年間のスケジュールとしては、今年末までに概要の中間報告を、3月上旬の公開フォーラムに向けて発表資料を、年度末までに最終報告をそれぞれ作成、提出することになっています。

本年度の特許委員会への参加は、私にとっては3年目になります。もともと、特許法104条の3の規定や侵害訴訟に関心がありましたので、初年度に特許権の行使に関連した調査、研究を行う部

会に所属し、2年目である昨年度も少しでも多くの知見を得ようと、特許権の行使第4部会に参加しました。そして、今年は、副委員長とともに、第4部会の部会長を拝命いたしました。これで、特許権の行使に関連する調査、検討に携わるのは3年連続となります。

上記諮問事項5に関し、本年度の第4部会では、「侵害裁判所における特許の有効性判断は、相場感などに照らして果たして妥当といえるのか」を調査検討すべく、特に特許庁の有効性判断と相違する裁判例を取り上げて、その分析を手分けして行っています。今後、各先生方の分析結果をさらに掘り下げて検討することで、何らかの提言に結び付けられるのではないかと期待しています。

諮問事項2についても、裁判例や審決の分析を進めようとしています。まず、機能的クレームやプロダクトバイプロセスクレームなどの特殊クレームの特許に関して、侵害裁判所での技術的範囲の確定や有効性判断の際の発明の認定とともに、無効審判における有効性判断の際の発明の認定について、現状の分析を行い、さらにこれらの分析結果と通常クレームに係る特許発明の場合の分析結果との対比を行うなどして、どのようなことが言えるのかが今から楽しみです。この諮問事項2については、第2～4の各部会の検討結果を1つの答申にまとめますので、他の部会の検討成果との関連付けができるという点でも楽しみです。

まだまだ部会の先生方にいろいろご指導いただきながらといった状況ですが、微力ながらも現在の検討結果が具体的な成果となるように努力していく所存です。

意匠委員会の活動報告

赤澤克豪

平成21年度の意匠委員会は、35名の委員で構成され、原則として毎月1回、第4金曜日の午後3時から午後4時50分の日程で定例会を開催しています。P A会からは、私を含め6名が参加しています。

委員会には、4つの部会があります。全体会議の後、4つの部会に分かれて本年度の諮問事項、委嘱事項の検討を夫々行っています。意匠委員会における、本年度の諮問事項、委嘱事項は以下の通りです。

諮問事項

1. 意匠法の改正事項及びその運用並びに今後の動向に関する調査及び研究

2. 意匠登録出願等の日常業務における問題点の調査及び研究

3. 弁理士が行う意匠登録出願代理業務の重要性を周知するために必要な方策の検討及び提言

委嘱事項

1. 意匠法及びその運用に関する改正事項等についての会員への周知

2. 意匠法に関する研修所が実施する研修及び知的財産支援センターが実施するセミナー等への協力

3. パテントコンテスト委員会（デザインパテントコンテストなど）への協力

4. 外国意匠制度の紹介

5. 最近の意匠に関する重要審決・判決の紹介

6. 意匠に関するパブリックコメントへの対応

7. 特許庁意匠課や日本知的財産協会、J I D A（日本インダストリアルデザイナーズ協会）等との意見交換等の開催

8. 産業構造審議会や財団法人知的財産研究所等の専門委員会への委員の派遣

9. 地域知財活動本部の企画する地域知財活動事業への協力

10. 日本知財学会主催の第7回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリー・セッション）における発表の実行

11. 日本知財学会主催の第8回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリー・セッション）における発表内容の準備及び発表の申込み

私は、本年度第1部会に所属し、諮問事項1を受けて、「審決・判決にみる類否判断基準」と題したテーマに取り組んでいます。具体的に何をどのような視点からまとめるかという所から出発して、会員の皆様にとって少しでも有益な報告となるよう現在試行錯誤の最中です。また、委嘱事項5も担当しています。毎月発行される審判決公報から、図面が掲載されかつ判断の理由が明記された案件を抽出し、第1部会のメンバーで分担して要約集を作成しています。それを委員会の全体会議前に作成者が各自発表するという方式で部会の実績報告を行っています。昨年度と同様、この要約集は本年度終了後に弁理士会会員専用サイトに掲載され閲覧可能となる予定です。

第2部会では、委嘱事項2及び4をメインテーマとして活動しています。本年度は中国、韓国などの近隣アジア諸国の意匠制度を題材としたセミナーを年末に開催する予定です。正式な開催通知が届きましたら是非ご参加ください。セミナーでは、企画・資料作成・講師など運営全般をこの部会が担当します。

第3部会は、主に諮問事項2の担当として活動しています。本年度前半には「特許登録令施行規則の改正」に対してや、特許庁からの「意匠審査基準への意見募集」に対しての意見の取りまとめを行う等幅広く活動しています。

第4部会では、諮問事項3に向けて検討を重ね、意匠を強くアピールするべく8月に中間答申を提出しました。本件は弁理士の今後の意匠登録出願等業務に深く関係する重要なテーマでもあり、今秋の答申書提出にむけて更に議論を深めています。

その他全体としては、W I P O ・ S C T への委員の派遣、特許庁意匠課（予定）や日本知的財産協会との意見交換会、各支部主催のセミナーへの講師派遣による協力等の活動を行っています。

商標委員会活動報告

加藤 ちあき

いつも大変お世話になっております。本年度、商標委員会副委員長を仰せつかっております、P A会会員の加藤ちあきです。

本年度の商標委員会は、P A会会員の高梨範夫委員長の下、総勢45名の構成員で活動しております。定例会は、原則月1回（第3木曜日：午後3時～5時）開催され、委員会開始前には30分間の正副委員長会議を行っています。商標委員会のメンバーは、若い先生から、大変経験豊富な先生も多数おられ、いつも活発な議論がなされています。特に、委員全体の三分之一を女性が占めていますので、この点が、他の委員会にはない際立った特徴かと思えます。

本年度の諮問事項・委嘱事項は、次の通りです。

【諮問】

1. 新商標の定義に関する調査及び研究
2. 商標法改正事項及びその運用ならびに今後の動向に関する調査及び研究
3. 不使用登録商標を整理するための具体的方策の研究
4. 弁理士が行う商標登録出願代理業務の重要性を周知するために必要な方策の検討及び提言

【委嘱】

1. 商標法及びその運用に関する改正事項等についての会員への周知
2. 商標法に関する研修所が実施する研修及び知的財産支援センターが実施するセミナー等への協力
3. 外国商標制度の紹介
4. 最近の商標に関する重要審決・判決の紹介
5. 商標に関するパブリックコメントへの対応
6. 特許庁や日本知的財産協会等との意見交換会の開催
7. 産業構造審議会や財団法人知的財産研究所等

- の専門委員会への委員の派遣
8. 地域ブランド及び小売等役務商標に関する相談窓口等への相談員の派遣
9. 地域知財活動本部の企画する地域知財活動事業への協力
10. 日本知財学会主催の第7回年次学術研究発表会の一般発表
(オーディナリー・セッション)における発表
2009年6月 石井茂樹副委員長 発表
発表テーマ「歴史上の人物名の商標について」
11. 日本知財学会主催の第8回年次学術研究発表会の一般発表
(オーディナリー・セッション)における発表

上記諮問事項の1乃至3は、現在議論されている商標法改正の動向、すなわち、商標制度の見直し（新しいタイプの商標の導入、我が国における著名商標の保護の在り方、不使用商標の整理）に対応しています。商標委員会では、各諮問事項に応じた小委員会を立ち上げ、各論点について、活発に議論を交わしています。また、ここで議論された内容は、何らかの形で、特許庁を始めとした外部機関に提言していくことを考えています。

例えば、第一小委員会は、「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ」となっており、新しい商標の現状、登録の必要性、出願時の商標の特定方法、自他商品識別力や商標の類否、登録後の固定方法、著作権法その他の法律との調整等について検討しています。

また、第4小委員会では、諮問事項3の「不使用登録商標を整理するための具体的方策の研究」を担当していますが、先般公開された知的財産戦略本部会合の資料「第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について」で、「重点施策」の一つとして「不使用商標対策の強化」が挙げられたことから、不使用商標の整理に関する商標委員会の提言をまとめるべく作業を行っています。今後は、

この商標委員会の提言が、重要な役割を担うものと考えます。

なお、最後になりましたが、今年の商標委員会では、既に、WIPOのSCT (Standing Committee of the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications) からの招待を受けて委員を派遣したり、特許庁からの要請に基づき特許庁での諸外国との会合（例：中・韓との二庁間、

三庁間会合及び日台貿易経済会議）に議題を提案したり、新商標の導入に関する特許庁との意見交換会を持つなど、精力的に活動しています。夏休みには、税関見学バスツアーを行うなど、委員同士の懇親・交流も盛んに行われていますので、高梨委員長の下、今年の商標委員会は、実り多き1年になるものと確信しております。

以上





ソフトウェア委員会の 活動報告

市原 政喜

ソフトウェア委員会に弁理士会から委嘱された調査・研究テーマは、「ソフトウェア開発についての特許要件の調査・研究」および「外国と日本におけるソフトウェア関連発明の成立性および進歩性の違いについての調査・研究」の2テーマです。今年度は、3つの部会、第1部会、第2部会および第3部会に分かれて各委員が積極的に調査、研究活動に頑張っております。

平成21年度のソフトウェア委員会も、毎月1回原則第3木曜日の午後1時から5時まで、日本弁理士会で会合を行っております。会合では、毎月概ね前半は委員会全体で、後半は部会ごとに種々の発表、報告、議論等が行われており、今年もメンバー総勢35名で活発に作業を遂行しております。PA会からは吉澤弘司先生、市東篤先生、眞野修二先生および岩見晶啓先生と不肖私市原が参加しております。

(1) 第1部会の調査・研究

今年度は、ソフトウェア関連発明の審査基準の検討を行っています。具体的には、中間処理事例について審査基準を重視した分析を行い、分析結果等をまとめ、昨年度同様に地方でソフトウェア関連発明の実務に関するセミナーを開催する予定で、明細書や補正案を作成する際の対応方法や留意点を整理して会員向けに説明します。今年度も、このような活動を通して委員自体のソフトウェア関連発明に関するスキルを向上させるとともに、弁理士会の他の会員にもその成果を還元することを目指しています。また、これに付随して発表者として若手を積極的に起用し、プレゼンテーションスキルの向上も狙っております。

(2) 第2部会の調査・研究

ソフトウェア関連発明に関する判例、判決例は数自体少ないことから、調査報告は単発的でこれまできちんとした整理がなされてきませんでした。そこで、従来から委員会として調査してきた判例等に加え、新たな調査も行って、これらをデータ

ベース化してソフトウェア関連発明に対する裁判所の判断手法や傾向を分析できれば良いと考えています。また、このようにデータベース化することにより、会員も容易に最近の判例を検索することができると思います。

(3) 第3部会の調査・研究

今年度は、例年の2部会に加え、第3部会を設け、主に外国関連の課題を取り上げて調査・研究を行う予定です。その目玉として、日本で外国弁理士と日本の弁理士とのパネルディスカッションを企画する予定です。昨年までは、ソフトウェア委員会では、外国まで出向いてソフトウェア関連発明について様々なプレゼンテーションを行ってききましたが、これは一方向の発表となっていたため、今年度は日本において外国弁理士を呼び、パネルディスカッションを行うことにより、双方向の意見交換を行いたいと考えています。本部会では、さらに「そのまま翻訳しても外国で特許にできる明細書の書き方の秘訣」といった、実務に役立つツールの検討も行っています。

(4) 判例検討会

他の分野に比べると数少ないソフトウェア関連の判例を収集、分析する活動で、5年前から開始され継続して行われております。このところ興味深い判決が立て続けに出ており、委員会のメーリングリストを賑わしています。

委員会で取り上げられた判例の中で特に注目すべきもの、あるいは会員に知らしめるべきと判断されたものは、パテント誌に論文として掲載することになっており、毎回ではないのですが過去、年間複数件掲載しております。掲載の際は是非ご一読いただきますようお願いいたします。

(5) 最後に

各部会の調査・研究の結果は、パテント誌に掲載するなど何らかの形で会員の皆様にお伝えしておりますので、今年度の活動も乞うご期待ください。



国際活動センターについて

国際活動センター センター長 柳田 征史

国際活動センターは、外国弁理士会や知財関連団体と交流して、意見交換をするとともに、日本弁理士会の会員に対し、国際的業務の遂行に必要な情報を提供する活動をしています。

会員の国際的業務に必要な情報とは、外国出願のみならず、外国から依頼される日本出願を扱う際に有用な日本の法律や実務を英語で説明するための情報です。

またセンターは、特許庁を始めとする外の機関に向けて、国際問題に関する日本弁理士会の意見をまとめて発信しています。

PA会からは、浅村皓先生、谷義一先生、高見和明先生、稲葉良幸先生等外国に強い会員が活躍しています。特に浅村先生は2006年から2年間センター長として、2005年に発足したセンターの礎を築かれました。

センターの組織と活動

国際活動センターは、センターの中心となって日本弁理士会の国際活動の基本方針を定める「企画政策会議」の下に「国際政策研究部」、「外国情報部」、「日本情報発信部」の3つの常設部会を備え、この他に各国団体との交流会の企画実行を行なう「プロジェクトグループ」があります。

企画政策会議は、正副センター長と部長、それに国際関係に経験の深いアドバイザーから構成され、センターの基本的方針を決めたり、いろいろな問題を検討したりしています。今年度からは、正副センター長とアドバイザーを中心としたシニア会議と、正副センター長と部長を中心としたジュニア会議とに分けて、重要問題や困難な問題をシニア会議で審議し、各部の具体的活動についてジュニア会議で審議するようにしています。

国際政策研究部は、国際問題を研究し、外部の団体からの意見聴取に応じて意見を具申したり、自発的に日本弁理士会の意見を発信したりしています。例えば加盟間近と期待されるPLT（特許

法条約）に関連して、期限徒過を救う各国の実務や規則、特許調和条約、代理人守秘特権などについて研究しています。また、WIPOの会合への対応などもこの部会が担当しています。

外国情報部は、米国、欧州、アジアの3つの班に分かれて外国の知財制度等に関する情報を収集し、JPA Aジャーナルやセミナーを通して会員に提供しています。なお、その情報はホームページに掲載されています。

日本情報発信部は、日本の法律や実務に関する情報を海外のクライアントである代理人や企業に提供するとともに、会員に、海外からの依頼業務の役に立つ情報を提供しています。これらの情報は主としてホームページに掲載しています。また、主たる判例の紹介も行なっています。

プロジェクトグループは、各国団体との交流会などを企画実行するために必要な都度組織され、交流のために来日した外国弁理士会等と意見交換し、またそのメンバーを講師として、継続研修の対象となるセミナーを開催しています。

最近交流した外国の団体は、米国知財法協会（AIPLA）、ドイツ弁理士会（PAK）、中国弁理士会（ACPA）、韓国弁理士会（KPAA）、英国弁理士会（CIPA）、英国商標代理人協会（ITMA）、FICPI（国際弁理士連盟）などです。また、今年の3月には、マレーシアのクアラルンプールで、日本の知的財産制度全体についてのセミナーを開催しました。

このプロジェクトグループで行なう交流会は、米国知財法協会（AIPLA）の日本専門委員会のメンバーと毎年春に東京で、秋にワシントンDCの年次総会前に、冬にカリフォルニア、フロリダなど暖かい州で開かれるMid-winter meeting前に合同ミーティングを開いて講義の交換をしています。特に東京では、一般会員を対象とした来日メンバーによる大規模なセミナーを行なうことが通例になっています。また、こちらから外国に出かけて行くときには、一般会員の参加を募り、先方

の国で講義の交換をしたり、特許庁や裁判所、また特許事務所を見学したりします。昨年秋はUSPTOと裁判所（CAFC）を見学し、CAFCではレーダー判事を尋ねて、法廷の裁判官席の裏にある、判事の協議室まで案内してもらいました。

国際活動センターの活動は、センター員だけのものではありません。全会員を対象としたセミナーや外国の団体との交流会を随時催しています。是非、積極的に参加して、国際的感覚を刺激し、日常の仕事に生かしていただきたいと思います。

一般会員の参加



ドイツ弁理士会交流会1



ドイツ弁理士会交流会2



AIPLA東京ミーティング



AIPLAとの交流 ワシントンDCで



CAFCの法廷の裏の協議室

弁理士制度110周年記念事業実行委員会の活動

実行委員会委員長 岡 部 譲

1. 始めに

本年度（平成21年度）は弁理士制度発足110周年に当たる。当委員会は、7月1日の記念式典を中心として行われた様々な事業を実行するための委員会である。当初は110周年記念事業ワーキンググループとして平成19年に委員8名でスタートし、その後、足かけ3年にわたり、準備委員会、実行委員会と名称を改め、委員も最終的には30名の大所帯となり、本年度の本番に備えたものである。10年前は100周年という節目の年でもあり、日本弁理士会の総力を挙げての事業を展開したが、今回はそれほど大規模な事業とはしなかった。それでも、記念式典、記念祝賀会、記念誌の発行、歴代会長座談会等の重要な事業が実施され、何かと気にかかることが多かった。

2. 記念式典

100周年では天皇陛下の行幸をお願いしたが、宮内庁に打診したところ、110周年での天皇陛下のお出ましは難しいとの感触だったので、皇太子殿下の行啓をお願いすることとした。皇族のお出ましをお願いするには少なくとも1年前から宮内庁をお願いをしなければならず、赤坂の東宮御所には都合3回うかがった。殿下のお出ましがなかなか確定せず、随分と気をもんだものである。

会場の手配もやはり1年前から準備した。式典会場は100周年と同じ東京国際フォーラムとし、記念祝賀会は式典会場から近い東京會館のロースルームを選定した。

警備の都合上、式典開始30分前にはすべてのドアをクローズすることが必要となり、この時間を利用して記念講演を実施することとなった。委員会で討議したところ、知財高裁の塚原所長にお願いできれば最高であるということになり、塚原所長にその旨お伝えしたところ、快くお引き受けいただくことができた。

様々な準備作業、前日のリハーサル等も終え、いよいよ式典当日となった。心配した雨も降らず、出席者の出足もまずまずである。皇太子殿下ご到着、三権の長のご到着、控え室への御移動等、ス

ケジュール通りに進行し、いよいよ式典が開幕した。委員長としての最大の役目は皇太子殿下の御先導である。皇太子殿下を御案内して会場に入るときは緊張で頭がくらくらとしたが、なんとか醜態をさらすこともなく役目を終えることができた。

式典の進行がスムーズ過ぎて、予定時間より相当早く終了してしまっただが。式典自体としてはシンプルで良かったと多くの方に言っていただいた。

3. 記念祝賀会

祝賀会には多くの国会議員の先生方の出席が見込まれ、これにどのように対応するかが問題であったが、弁政連の先生方の全面的な協力を得て、スムーズに進行することができた。多くのご来賓の方にも御出席いただき、和やかな祝賀会になったと思う。

4. 110周年記念誌

100周年の記念誌が、幕末から始まる日本の知財制度、及び弁理士制度の事跡を網羅する大作であり、110周年はこれを踏襲する意味もなく、どのような内容とするか、委員会で種々の討議をした。その結果、弁理士にとって激動の時代であったこの10年間の出来事について、これを直接担当した先生方に、裏話を含めて記録を残していただくような内容とする事とした。多くの事が起こった10年間ではあったが、この間の記録を正確にとどめておくことは、必ず将来の参考になるであろうと思っている。

5. 最後に

数ヶ月後に予定されている110周年記念誌の発行をもって、3年間にわたった委員会活動も終わる。式典部会長の伊丹先生、祝賀会部会長の杉本先生、会誌部会長の八木先生を始め、記念事業の成功に献身的に務めていただいた各委員には深く感謝申し上げます。また、膨大な作業を手際よくこなし、委員会を強力にサポートしていただいた弁理士会事務局と（株）ICSコンベンションデザインの皆様にも改めて感謝申し上げます。

以上

政 策 部 会



狩野 彰

- 平成21年度の政策部会の部員は、基本的に昨年度と同様であり、石渡英房先生、伊東忠重先生、井出正威先生、一色健輔先生、押本泰彦先生、岡田宏之先生、岡部譲先生、加藤朝道先生、鴨田哲彰先生、古関宏先生、江原望先生、高見和明先生、三上結先生、市東篤先生、小池寛治先生、小島清路先生、小林純子先生、小林生央先生、松永宣行先生、深澤拓司先生、神原貞昭先生、神林恵美子先生、泉克文先生、浅村皓先生、増井忠武先生、足立泉先生、村田実先生、大西正悟先生、谷義一先生、中野圭二先生、田中正治先生、渡辺望稔先生、渡邊敬介先生、萩原康司先生、福村直樹先生、福田伸一先生、穂坂道子先生、野上晃先生、柳沢孝成先生、柳田征史先生です。
- 政策部会は、弁理士を取り巻くあらゆる政策問題を審議、検討する部会ですが、通常、次のような場合に開催します。
 - ・幹事会が決定した政策問題を審議する場合
 - ・幹事及び部会長が必要と認めた政策問題が発生した場合
 - ・日本弁理士クラブ政策委員会からの審議要請があった場合なお、緊急を要するときには部員が集まることなく、Eメールによる意見交換、討論によって部会に代えることがあります。
- 本年度は、7月に日本弁理士クラブからの審議要請があり、「規制改革回帰の要望に対する検討」について当部会でEメールによる討論を行い、答申書案を作成し幹事長に提出いたしました。
- なお、本年度の日本弁理士クラブの政策委員会は、PA会から委員長として岡部譲先生が参加されておりますので、必要に応じてバックアップさせていただこうかと考えております。
- 本年度も半ばを過ぎましたが、部員の先生をはじめ皆様のご協力を引き続きお願いいたします。



庶務 I 部会



穂坂道子

庶務1部会の職務は、(1)幹事会の企画運営と、(2)総会での活動報告の二つです。今年の活動は、以下の通りです。

(1) 月例幹事会の企画運営

今年度は毎月第三木曜日を幹事会の定例開催日とし、一月からこの報告書を作成している九月までに合計7回行われました。幹事会は、幹事長の招集により行われ、①弁理士会役員の報告、②日弁の報告及び③各作業部会の報告を核として、その時々PA会として検討すべき事項を検討し、決議すべき事項を決議します。庶務1部会では、幹事長の指揮のもと幹事会の招集メールを幹事に送り、出欠の回答を集計し、会場を準備し、弁当を手配し、幹事会当日の集金を行い、議事録を作成します。

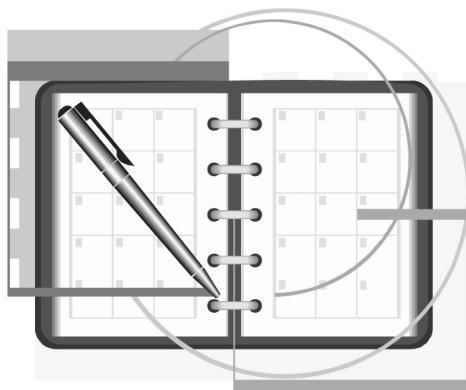
(2) 総会での活動報告

庶務1部会には、PA会総会において一年間の

PA会の活動を総括し会員に報告する、という重要な職務があります。この職務は、元来、庶務1の職務であったところ、いつからかは不明ですが省略されるに至っていたとのことで、昨年度の総会から復活しました。総会は毎年一月に開催されますので、今年はまだこの職務は行っていません。昨年度の総会での活動報告では、大先輩の会員から至極まじめな観点での厳しい質問があり、たじたじとしましたので、今年は心して臨みます。

月例幹事会では、ほとんど毎回二次会があり、検討しきれなかったことを話し合ったり、裏話を伺ったり、最近の仕事を愚痴ったりと、盛り上がります。これがなかなか興味深く、一次会とは違った意義があります。

二次会の費用は先輩の先生方の個人的な出費で賄われており、二次会に関し私はこれまでに一銭もお金を払ったことがありません。「感謝」の一言に尽きます。



庶務 II 部 会

林 篤 史

庶務2部会は、会員データの管理、P A会メーリングリスト（電子メール）の管理、同報F A Xシステムの管理、および会員名簿の発行を担当しています。本年度は、昨年度に引き続き、担当幹事の私と部会長の中隈誠一先生の2名体制です。以下、部会の業務を簡単に説明します。

1. 会員データの管理

主として以下の3つの業務を行っています。

(1) 新規入会の申込を受け付けると、幹事会に入会承認を諮ります。幹事会の入会承認を得た後、会員データ、同報F A Xシステム、およびP A会メーリングリストに登録します。

(2) 日本弁理士会が毎月発行するJ P A Aジャーナルに日本弁理士会会員の異動届が掲載されます。この中からP A会会員を抽出し、異動の内容を会員データ、同報F A Xシステム、およびP A会メーリングリストに反映します。異動内容の抽出および会員データへの反映は外部の業者に委託しています。

(3) P A会のホームページ、名簿や会報に掲載されている届出用紙などにより、随時会員からの変更届を受け付けています。変更届を受け付けると、会員データ、同報F A Xシステム、およびP A会メーリングリストに反映します。

2. P A会メーリングリスト(電子メール)の管理

P A会のサーバ上に開設したメーリングリスト（電子メールアドレス）の管理を行っています。メーリングリストにより、会員に幹事会、作業部会、同好会等の連絡を行います。送信数は年間100通程度（実績値）です。

従来この連絡は同報F A Xを利用していましたが、その費用が高額になっていたことから、数年

前よりメーリングリストによる連絡に切り替えています。電子メールアドレスを登録されていない会員への連絡は、従前と同様にF A Xにより行っています。

メーリングリストの更新は、管理用のウェブサイトへ接続して行います。

メーリングリストには、全会員用のほか、幹事会用、同好会用、弁理士受験生用等があり、それぞれについても管理しています。

3. 同報F A Xシステムの管理

同報F A Xは、株式会社ネクスウェイによるF A Xの一斉同報サービスを利用しています。同報者リストには、全会員向け発信リスト、メーリングリスト未登録会員向け発信リスト等があり、それぞれの管理を行っています。同報者リストは上述した会員データの更新に合わせて更新します。更新は、管理用のウェブサイトへ接続して行います。

各種連絡を電子メール（メーリングリスト）に切り替えて以降は、同報F A Xシステムはメーリングリスト未登録会員向けのみ限定しています。

4. 会員名簿の発行

上述した会員データに基づいて、毎年1回、秋頃に会員名簿を発行しています。

【電子メールアドレス変更時のご連絡をお願いします】

P A会からのご連絡は、現在メーリングリストを主として使用していますので、電子メールアドレスに変更があった場合は、shomu2@pa-kai.comまでご一報いただきますようお願いいたします。



庶務Ⅲ部会

神 林 恵美子

庶務Ⅲ部会は、日本弁理士会会員の慶事・弔事をP A会会員へ連絡する作業、及び、P A会慶弔規定に基づき、P A会として祝意・弔意を表す作業を行っています。

具体的作業として、日本弁理士会からF A Xで送付されてくる慶弔関係の連絡につき、P A会会員に関わる慶弔事であれば、P A会電子メール網を用いてP A会会員全員に連絡します。また、P A会会員以外の慶弔事については、幹事会メール網を用いてP A会幹事会メンバーに連絡します。その際、「P A会の対応／生花／弔電」というゴム版を用いて、P A会としてどのような弔意を表したのか、あるいは表さなかったのかを明示することになっています。そして、そうした対応につき不適當なことがあれば、連絡を受けた幹事会メンバーから指摘を受けることとなります。

慶事はともかく、弔事の連絡は、通夜・告別式の日取りとの関係上、一刻を争います。思わぬ方の訃報に接して慌ててしまって、「P A会の対応／生花／弔電」というゴム版を上下逆さに押ししまったり、告別式の場所の詳細が記載されている

頁を添付ファイルに添付し忘れてたり等々、これまであれこれ失敗してしまいました。

数年前までは、慶弔関係の作業は、庶務Ⅱ部会で担当していました。しかしながら、どのような祝意・弔意を表すかは、慶弔事のご本人が日本弁理士会やP A会においてどのような活躍をなされたかによって判断しなければなりません。若手が多い作業部会幹事には、少々荷が重い作業であるという意見が出され、また、庶務Ⅱ部会の作業量の増加も配慮しなければならない、そこで、日本弁理士会やP A会内において顔が広い前幹事長が担当することが適当である、という話になりました。

ということで、平成20年度P A会幹事長であった私が、ほぼ自動的に庶務Ⅲ部会を担当しているわけです。多分次年度も同様になるとおもわれます。

残り4ヶ月半の任期となりましたが、庶務Ⅲ部会の作業量が少しでも減少するよう、全会員のご健勝を心よりお祈り申し上げます。



会 計 部 会



会計部会は、P A会の会務を運営するための財務管理を行う部会です。本年度の部会構成メンバーは、担当幹事の私と、部長として昨年度の担当幹事の伊東忠重先生の2人となっております。

渡 辺 伸 — 作業内容は、最初に前年度幹事から作業を引き継ぎ、本年度用の銀行口座を開設して、繰越金を受領するところから作業が始まります。次いで、幹事長ほか数名の先生方にお集まりいただき、年1回の会合が開催されます。この会合で、運営費をどのようにするかが決定され、運営費の寄付のお願いという重要な仕事が始まります。封筒を準備し、お願いの書状を作成、宛名ラベルを作成し・・・と、この作業が一番大変であります。その後は、日々、郵便局から送られてくる入金案内と、銀行口座へ

の入金のチェックです。

おかげさまで、本年度も多くのご寄付をいただいております。P A会の会務運営に深いご理解をいただき、寄付金をお振り込みいただきました先生方には、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

さて、お預かりしました寄付金は、各作業部会の活動作業費、各同好会への補助金、日弁への分担金への拠出金に利用させていただいております。会計部会では、これらに伴う銀行振込等の作業を日常業務としており、振込作業を処理しています。今後もこの日常業務が続き、P A会全体としての会計報告を作成の上、総会でご承認いただくこととなります。

残り半年となりましたが、最後まで、ミスがないように細心の注意を払っていきたいと考えております。



人 事 部 会

井 出 正 威

福田賢三幹事長の御指名を受け、断るすべもなく、人事担当幹事を引き受けることとなりました。

人事部会の部会長には石渡英房先生に引き受けて頂きました。

人事部会の最大の仕事は、日本弁理士会の委員会及び付属機関の委員推薦です。

この作業は、ここ数年は、弁理士会に次年度人事検討委員会が設置されて行われています。この委員会は、4月からの新年度がスムーズにスタートできるように、前年度の2月から3月に集中的に開催されます。メンバーは、主に、各会派の幹事長と人事担当幹事で構成されます。

PA会の作業としては、例年、12月～1月の間に、会員に対して「次年度委員会等に関するアンケート」を行い、所属したい委員会についてのアンケート調査を行っています。これについては、暮れの忙しい最中に行われるので、見逃さないようにお願いします。今年の場合は、例年に比べて、アンケートの回収率が良くなかったように思います。人気のある委員会は、希望者が集中するので、ご希望に沿えないことも多いですが、あきらめないうで、毎年、アンケートを出すことも重要だと思います。なお、このアンケートには、PA会の作業部会の所属希望のアンケートの兼ねておりますので、こちらの方にも記載して下さるよう、よろしくをお願いします。

そして、第一回目の次年度人事検討委員会が始まる2月上旬までに、人事部会で、PA会からの推薦者を決定することになります。

次年度人事検討委員会では、例規設置の委員会の委員を最初に決定しますので、人事部会でも、まず、こちらの委員会の推薦者を決定していきま。例規設置の委員会は、選挙管理委員会、綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、紛議調停委員会、コンプライアンス委員会です。これらの委員会は弁理士会として極めて重要度が高いのですが、委員のロードが高いものもあり、引き受けて頂いた会員の皆様には、本当に感謝いたします。この場を借りて、特に御礼申し上げます。

その後、直ちに、通常委員会及び付属機関の委員の推薦作業に入ります。通常委員会及び付属機関は全部で40ほどあり、こちらの方だけでも延べ160人前後のPA会会員を推薦することができま

した。引き受けて頂いた皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

最近、委員会に公募で入ることもでき、また、委員会事業の継続性や専門性という観点から、委員会からの要望で委員が決まるケースがあります。そういった委員の中にも、PA会会員が多く含まれており、多くのPA会会員が日本弁理士会の会務に活躍しているのだということが判り、誇らしい限りです。結果的に、PA会会員の比率が高い委員会が幾つかありますが、その結果だと思いません。

知的財産の重要性が認識されるにつれ、日本弁理士会の事業も大きな広がりを見せており、委員会を通じた弁理士会の活動も急速に拡大しつつあるように思います。今後も、より多くのPA会会員が積極的に委員会に参加し、弁理士会の会務を通じて、弁理士のプレゼンスの向上や社会貢献に参画されることを期待しています。

また、人事部会では、弁理士会の委員推薦とほぼ並行して、関東支部の委員会への委員推薦も行っています。関東支部の活動も広がりを見せており、こちらは、地域色を生かした人選も重要ですので、ますます多様な会員が参加されるように期待しています。

その他、人事部会では、日本弁理士クラブの委員会への委員推薦や、日本弁理士政治連盟の委員会への委員推薦なども行います。

PA会の会員数も増大しており、各種会務に対する、さらに一層の貢献が求められておりますので、積極的に委員会等の活動に参加され、また、人事部会から委員会等への委員をお願いする際には、このような事情を汲んで、お引き受け頂きたく、今後とも、よろしくお願ひ申し上げます。



企画 I 部会



野上 晃

今年度、企画 I 部会は、納涼会と弁理士試験合格者祝賀会の企画および実行を担当しています。

納涼会は、6月24日にもんじや屋形船を貸し切って東京湾の上で開催しました。屋形船の上でアルコールとともに、もんじや焼やお好み焼をいただきながら歓談するという企画でしたが、ベテランおよび若手の先生方、計37名が参加されました。(本誌の

記事「納涼会報告」が別途掲載されていますので、詳細についてはこちらをご覧ください。)

弁理士試験合格者祝賀会は、今年度は部会長の山崎晃弘先生とともに準備を進めています。会場は、昨年までのハイアットリージェンシー東京(新宿)ではなく、JR有楽町駅下車すぐのパーティールーム「銀座クルーズ・クルーズ」です。合格者祝賀会では、弁理士試験に合格された方向けにPA会の活動を紹介する場を設けるとともに、求人活動の場も設ける予定です。皆様、奮ってご参加ください。



企画II部会

谷崎政剛

今年の企画II部会は、秋に旅行会を企画しております。10月31日（土）と11月1日（日）の一泊二日で、茨城県の五浦温泉に行く予定です。例年の旅行会は8月後半に行っておりましたが、夏休みシーズンで、会員の方々もご家族でお出かけの方が多いため、今回は秋に企画してみました。五浦海岸は、横山大観が好んで描いた地としても知られ、とても美しい景観が楽しめる場所だそうです。この時期はアンコウなど海鮮料理も

楽しめます。この旅行は東京から貸切バスで現地に行き、二日目には周辺の観光も行います。小野浜漁港、塩野埼玉灯台など、秋の北茨城を存分にお楽しみください。また、「クライアントを確保するためには」というテーマで研修会も行う予定です。本会の先輩先生方から貴重なご経験のお話を伺うことができる良い機会ですので、ぜひ奮ってご参加いただければと思います。



研 修 部 会



金 井 建

1. 研修部会の紹介

研修部会は、主にP A会会員向けに、知的財産に関する知識の習得を目的として研修会を企画し、開催する活動を行なっています。そしてこの研修部会は、幅広い分野・範囲で研修して頂く機会を提供するため、新人研修部門、一般研修部門および国際研修部門から構成されています。

新人研修部門は主に知的財産に関する基礎的知識の習得等を目的とし、一般研修部門は知財の知識レベルの向上を目的とし、また、国際研修部門は諸外国の知財に関する知識の習得を目的としています。しかしながら、部門ごとの明確な研修テーマの切り分けは行っていませんので、新人研修部門が開催する研修会でもベテランの先生方に参加頂ける研修内容を提供していますし、一般研修部門でも外国の法制度の解説等の研修会を開催することがあります。したがって、研修会に参加するかは、主催する部門名ではなく研修の内容で判断して頂ければと思います。

今年度の研修会は、全16回の開催を予定しています。これは他会派に比べても回数が多く、P A会研修部会の特徴の一つになっています。研修会を開催する約1ヶ月前には、eメールとP A会のホームページ、また今年からは継続研修対象の研修会に限りますが、日本弁理士会の会員向けホームページに開催のお知らせを掲載しています。

さらに、P A会は昨年日本弁理士会から認定外部機関として認められましたので、P A会会員以外の弁理士会会員に対しても積極的に研修会への参加を呼びかけています。具体的には、日本弁理士クラブのP A会以外の4会派（春秋会、南甲弁理士クラブ、稲門弁理士クラブ、無名会）の会員の方々にeメールで研修会開催のご連絡を差し上げ、また、日本弁理士クラブのホームページにも開催の案内を掲載しています。

研修会開催の詳細は以下の通りです。

会場	: 弁理士会館の会議室
受付時間	: 午後6時～
開催時間	: 午後6時半から午後8時40分ごろまで、休憩を挟んで実質2時間
定員	: 50～80名程度

開催する研修会のほとんどが継続研修の選択科目の対象となっていますので、最初から最後までちゃんと研修会に参加し、日本弁理士会研修所に認定外部機関研修受講申請書を提出すれば、2単位が付与されます。

会費ですが、グリーンP A会員には、研修会の会費が無料となり、さらに懇親会の会費が軽減されるメリットがあります。なお、グリーンP A会員とは、弁理士登録して約5年を経過していないP A会会員のことで、本年度は平成17年1月1日以降に弁理士登録した、弁理士番号13718号以降のP A会会員の方が該当します。

研修会終了後は、場所を飲食店に移動して、講師、研修会参加者の中の希望者、および研修部会の部員による懇親会を開催しています。懇親会は、食事やお酒等を頂きながら参加者が楽しく懇談する場となっていますので、気軽に講師の方と会話することができ、また、参加者同士で親交を深めることができます。ここが、他の会派の研修会とは一味違うところです。

2. 研修部会の活動

研修部会はP A会会員等の相互の親睦を図ること、また、若手のP A会会員にも容易にP A会の活動に参加して頂く機会を提供することも活動の目的としています。

研修部会のメンバーは、研修部門ごとに部会長と複数の研修部員から構成されます。本年度も昨年に引き続き、新人研修部門・一般研修部門の部会長を渡辺伸一先生に、国際研修部門の部会長を大塚一貴先生にお願いしました。

実際の研修部会の活動は、部会長が中心となって担当部門の研修部員が、研修テーマの決定、講義をして頂く先生の選任・ご依頼、研修開催場所の確保、研修会開催の通知文の作成、参加者の確認等の準備、研修会当日の対応、継続研修申請および報告等を行っています。

本年度は10名の研修部員の方に活動をして頂いています。通常、開催する研修会ごとに担当する研修部員二人をあらかじめ選定し、その研修会の作業を行うことで研修部員の負荷の軽減を図っています。また、研修部員は、その慰労も兼ねて研修会および懇親会に無料で参加できるメリットがあります。

研修部会へ興味がある方の、研修部会への積極的な参加をお待ちしています。

組 織 部 会

渡 邊 敬 介

組織部会は、例年、口述模擬試験と就職説明会を企画、開催してきました。本年度の組織部会は、これらの他に、ベテラン会員と若手会員のコミュニケーションの場の創出を目標にして活動しています。

(1) 組織部会の構成

本年度の組織部会は、主にベテラン会員と若手会員のコミュニケーションの場の創出を担当する第1部会と、口述模擬試験を担当する第2部会とで構成されています。各部会の構成メンバーは以下の通りです。第1部会はベテランを主に、第2部会は若手を主にお願ひしました。

—第1部会—

部会長 渡邊敬介（担当幹事兼務）

部会員 浅村皓先生、石渡英房先生、井出正威先生、岡部譲先生、狩野彰先生、神林恵美子先生、小池寛治先生、谷義一先生、野上晃先生、萩原康司先生、福田伸一先生

—第2部会—

部会長 大塚一貴先生

部会員 板垣忠文先生、小塩恒先生、酒井雅久先生、寺本恵子先生、中隈誠一先生、松本健志先生、安田麻衣子先生、山田千尋先生

(2) これまでの活動

企画I部会と共同して、若手会員との懇親会を兼ねた納涼会を「千羽丸」というもんじゃ焼きの屋形船を借り切って7月24日に開催しました。この納涼会の企画は、5月11日に開催しました第2部会の会合後の懇親会の席で、もんじゃ焼きの屋形船があることが話題に出たことがきっかけとなりました。何名の若手会員が参加してくれるか心配しながらの開催でしたが、登録番号12,000番以降の会員に参加を呼びかけましたところ、27名の参加申込を頂きました。それに第1部会及び幹事会から参加のベテラン10名を加えた総勢37名で開

催することができました。ベテラン会員にはこれまでの仕事上の失敗談や奥の手をお話し頂くと共に、若手会員からの質問にもお答え頂き、楽しいながらも有意義な一時を過ごすことができました。

第2部会では、口述模擬試験の準備を着々と進めております。特に本年度は手分けして新たな問題及び解答集を作成しており、本番でも出される可能性の高い新作問題を出题できるように準備してあります。口述模擬試験は、9月30日と10月5日にいずれも日本弁理士会の会議室で開催します。定員は、申込期間及び試験官の人員確保上の問題から、9月30日が45名、10月5日が90名です。本稿を掲載した会報「PA」が発行される頃には無事終了していることと思います。

口述模擬試験につきましては、試験官として、組織部会以外の多くの若手会員にご協力頂いております。この場をお借りして御礼申し上げます。また、ご協力頂いた若手会員の慰労会を兼ねてベテラン会員との交流の席を設ける予定でおります。

(3) 今後の活動

昨年度は就職説明会を開催しましたが、本年度は若干規模を縮小して、就職希望者と求人事務所の名刺交換会とし、弁理士試験合格者祝賀会の会場を利用して行う予定でおります。祝賀会へ出席の新規合格者で就職希望者を、祝賀会の前の時間を利用して求人事務所の先生とお引き合わせしてお話をする機会を持って頂こうと考えています。本年度の祝賀会は、数寄屋橋のパーティールーム「銀座クルーズクルーズ」で開催されます。この会場に名刺交換会用の別室を手配しました。

また、部会活動へ参加しやすくするために、部会活動の簡単な説明書を作成して若手会員へ配布することを考えています。例えば、何を行う部会であるか、会合の時間と回数はどの程度であるか、会合以外での作業はあるのか等をまとめて配布しようと思っております。若手会員に少しでもPA会の活動内容に興味を持ってもらえれば良いと思っております。

中 部 部 会

萩 野 幹 治

現在、中部部会には37名の会員が所属しています。今年度は会員間の親睦を深めるための会合（勉強会&懇親会）を定期的で開催しています。中部部会の所属会員の他、近年の弁理士登録者にも案内をし、PA会を紹介する機会を兼ねることにしました。1回目の会合（出席者12名）では「大学発明（大学、TLOとのつきあい方を中心にして）」についてのミニレクチャーを小西富雅先生にお願いしました。豊富な経験に基づいた実践的なお話をいただき、大変好評でした。特に、大学とのつきあいが増えそうな方には恰好の機会だったと思います。2回目の会合（出席者10名）

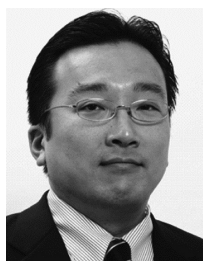
では、田中敏博先生より二つの判例、平成18年（行ケ）10563号（審査基準の「除くクレーム」の説明を妥当でないとした判決）と平成18年（行ケ）10227号（用途発明につき「シワ形成抑制」は「美白」と異なる用途なので新規性ありとした判決）について解説して頂きました。活発な議論がなされ、大変勉強になりました。

中部部会では引き続き勉強会や親睦会を通して所属会員間の繋がりを強めていくとともに、折りに触れて「PA会の魅力」を外部に発信することで新規会員の獲得を目指して参ります。

以上



会 報 部 会



伊 東 忠 重

会報部会は、会報誌「P A」の企画・編集・発行と、P A会のホームページの管理を行っています。幹事以外のメンバーは、昨年度の担当幹事であった野田薫央先生が部会長として、西岡邦昭先生が昨年度に続きホームページの担当として、参加して頂いています。

本年度の会報誌「P A」を老若男女に幅広く関心をもっていただける内容にしようと考えていましたが、私の力不足で従来とほぼ同様のコンテンツで発行となりました。

P A会は研修が多いことで有名ですが、研修に参加したことが無いP A会員の先生方も多いと思います。研修会の内容や研修の雰囲気を感じて頂き、是非実際に研修会に足を運んで頂ければと思

い、研修会の報告記事を掲載しております。

また、P A会は老若男女を必要以上に意識することなく交流を図っており、そのご紹介として納涼会の報告記事も掲載しております。

なお、例年ですと会報発行前に（夏に）旅行会があり、その報告を掲載するのですが、今年の旅行会は秋に行われるため、残念ながら今年の会報には間に合わず、掲載を割愛しております。

また、P A会ホームページには、P A会に関する説明、幹事長のご挨拶、幹事会からのお知らせ、同好会の案内、会報の情報など、P A会の活動に関わる情報が多数掲載されています。記事で宣伝しました研修会の開催案内も掲載しています。普段余りご覧にならない方も多いと思いますが、会報ともどもP A会のホームページも宜しく願い致します。



納涼会報告

PA会：企画1 野上 晃

今年の納涼会は、最近弁理士登録された若手の先生とベテランの先生方との親睦を図ることを目的とし、組織部会および企画I部会の合同企画として、7月24日（金）にもんじゃ屋形船を貸し切って東京湾上で開催いたしました。もんじゃ屋形船というのは、船の左右の舷に沿ってそれぞれ4人程度で囲む鉄板が複数並べられた屋形船のことであり、船内でアルコールを飲みながら、各々の鉄板でもんじゃ焼やお好み焼を各自焼いて食べられるようになっていきます。今回予約したのは、「もんじゃ屋形船千羽丸」の屋形船であり、都営大江戸線勝鬨駅近くの朝潮棧橋を出港後、レインボーブリッジ～お台場辺りまで船を進め、そこでしばし停泊した後にもとの棧橋まで戻る約2時間のコースです。

1. 準備（貸切予約）

夏場特有のイベントですので、早めに貸切の予約をしなければならず、そのため5月末の時点で弁理士登録番号12000番台以降の若手の先生方に納涼会への参加の可否を打診いたしました。その結果、29名の若手の先生方から参加するとの回答をいただき、幹事会のベテランの先生方の参加も含めると合計約40名の先生方の参加が見込まれましたので、6月中には50人乗りの屋形船貸し切りの手配を終えることができました。

9月に入って若手の先生方には最終的な開催案内をお送りするとともに、改めて参加の確認をさせていただきましたところ、多少の変動はありましたが、最終的には、27名の先生方が参加されることになりました。ベテランの先生方は10名参加されるとのことでしたので、参加者の合計は37名となります。

2. 当日

当日、早目に棧橋に行ってみずびっくりしたのは、1つしかない小型の棧橋が多数の屋形船の発着に共用されており、そのため晴海通りから黎明橋公園脇を朝潮運河沿いに棧橋までの小道は乗船の順番を待つ人の列で混雑していたことでした。そこで、仕方なく、集合場所を公園の晴海通りに面した公衆トイレの前としたわけですが、そのう

ちに雨も降り出し、参加者の先生方にはトイレの庇の下で雨宿りをしながら、また傘を差しながら長時間立ちっ放しで乗船を待っていただくことになってしまいました。

3. 納涼会

それでも、ちょうど定刻ぐらいに無事全員がそろって乗船できました。出港後は、お台場あたりで停泊するまでの間それぞれの鉄板を囲んでしばし歓談の時間といたしました。雨や波しぶきが船内に入り込むため、あまり左右の舷の窓を開け、鉄板からの熱気を十分に外に放出できなかったせいか、参加者の皆様はおそらく暑い思いをされ、納涼にならなかったのではないのでしょうか。

その後、若手の先生方から予め募ったベテランの先生方に対する質問の1つ1つについてベテランの先生方に答えていただく新たな試みを行いました。この試みは、組織部会渡邊先生の御発案によるものであり、ご参加の若手の先生方にさらに有益な時間を過ごしていただくことを目的としたものです。

この試みでは、ベテランの先生方に何の予告もなしに指名させていただき、回答していただきました。それにもかかわらず、しかも質問によっては答えにくいことが予想されるようなものもあったにもかかわらず、ベテランの先生方には快くそれぞれの質問にご回答いただきました。その間、若手の先生方もそれぞれベテランの先生方のお話に真剣に耳を傾けられており、この試みは好評だったと思っています。

そうこうするうちに、元の棧橋へと帰港し、解散する時刻となりました。本当に時間がたつのは早いものです。

今回の納涼会にご参加いただいた若手の先生方、および幹事会のベテランの先生方、本当にお疲れ様でした。特に、ベテランの先生方にはいろいろの質問にご回答いただきましてありがとうございました。また、組織部会の担当幹事である渡邊先生を始め、この企画に当たりいろいろ御発案いただいた若手の先生方、ご協力ありがとうございました。

PA会の研修について

PA会研修部会 幹事 金 井 建

1. はじめに

PA会の研修部会では、一般研修部門、新人研修部門、国際研修部門の三部門に分かれて、それぞれ年間複数回の研修を行っています。

原稿記載時点で、各研修部門ですすでに行われた本年度の研修について簡単にご紹介させていただきます。

新しくPA会に入会された先生方や研修会に参加されたことのない先生方にとって、当研修部会で行われている研修内容を知って頂く一助になれば幸いです。

2. 本年度に開催された研修会

(1) 主催部門：国際研修部門（第1回）

開催時期：5月18日（月）

テーマ：「ドイツ国の最近の特許権侵害訴訟について」

講師：シュテファン・グルーパー 博士
（弁護士、税理士、公認会計士）、
アクセル・オルデコプ 博士
（弁護士、税理士、公認会計士）、
（PREU BOHLIG & PARTNER法律事務所）、
ユルゲン・シュミットヒェン 弁理士
ウド・プロイス 弁理士
（KRAMER BARSKE SCHMIDTCHEN特許事務所）

通訳を含めて本研修のサポート：

フェリックス R. アインゼル 先生
（日本国弁理士・米国特許弁理士）
（ゾンデルホフ & アインゼル法律特許事務所 副代表）

研修内容：

ドイツ大使館で翌日に行なうセミナーと同じ内容のセミナーを、よりコンパクトにして開催しました。前半は、ドイツ国における裁判管轄や、侵害訴訟や無効訴訟における裁判官の指定、原告、被告の手続き等、そして、保護範囲によって重要なクレーム解釈におけるアプローチ、後半は、主要な地方裁判所の一つであるデュッセルドルフを例に、証拠調べや証拠保全の手續

きや、差し止め請求権の利用価値、最後に、侵害訴訟における防御策や、侵害、無効事件でのコスト等につき解説して頂きました。この研修会には専門的知識を有している先生方に多数参加頂きました。

(2) 主催部門：新人研修部門（第1回）

開催時期：6月18日（木）

テーマ：米国特許制度の概要（先発明主義を中心に）

講師：竹中 俊子 先生
（ワシントン大学ロースクール教授、
先端知的財産研究センター センター長、早稲田法科大学院教授）

研修内容：

ワシントン大学ロースクール教授の竹中先生に、お忙しい中講義をして頂きました。新人研修部門の主催ということで、今回は、米国特許制度の基礎知識の習得の観点から、分かり易く米国特許法の解説をして頂きました。また、日本・欧州と比較した重要な相違点や米国特許法改正法案の進展状況など、最新の情報についても詳しい話を聞くことができました。公聴者も多く大盛況となりました。

(3) 主催部門：新人研修部門（第2回）

開催時期：7月28日（火）

テーマ：「外国出願を意識した明細書の書き方」

講師：伊東 忠重 先生（弁理士）
（伊東国際特許事務所 副所長）

研修内容：

外国出願する際に考えられる2つのパターンである、日本出願を基礎としてパリ優先権を主張して外国出願する場合と日本語PCT出願を行って国内移行する場合について、具体的な事例を挙げつつ明細書を書く上での注意点等を丁寧に解説して頂きました。

また、発明者との面談の際の注意点等について講義をして頂き、非常に実務上参考になる講

義でした。質問も活発に行なわれ、受講者の関心の高さを感じました。

(4)主催部門：国際研修部門（第2回）

開催時期：7月29日（水）

テーマ：「米国弁護士からみたビルスキー判決と特許実務上への影響」

講師：吉田 直樹 先生
（米国弁護士）

（Finnegan, Henderson, Farabow,
Garrett & Dunner, LLP）

研修内容：

C A F Cの大法廷判決が下され、最高裁に上告が受理された大注目の事件であるビルスキー事件判決につき、その概要および当該判決後に出された関連判決の解説をして頂くと共に、米国特許実務に与える判決の影響を解説して頂きました。吉田先生は米国判例を日本語で分かり易く講義して頂けるため、吉田先生が講師をして頂く研修は、研修部会が開催する研修の中でも、非常に人気のある研修の一つとなっています。

(5)主催部門：一般研修部門（第1回）

開催時期：9月10日（木）

テーマ：「特許調査における特許分類の使い方と探し方」

講師：鈴木 利之 先生（弁理士）

（鈴木利之特許事務所 所長）

研修内容：

特許調査の分野で高名で、多数の研修会でも講師をされている鈴木利之先生に、昨年度に引き続き講師をお願いしました。特許調査を行う際に用いる3種類のコード（IPC、FI記号、Fターム）のうちどのコードを使うべきか、また、各コードを用いた場合の問題点・注意点を、具体例を挙げつつ説明して頂きました。特許技術文献の調査を行う際に、コードの問題点を認識しないと調査結果の信憑性が失われる点について認識することができました。

3. むすび

研修部会では、10月以降も引き続き多くの研修会を開催すべく準備をしています。PA会会員の皆様の弁理士業務に関する知識の向上等を図る場として、PA会の研修会に積極的に参加して頂くことを願っております。

また、研修の後には毎回懇親会を行っています。講師の先生、他のPA会会員や他会派の会員との親睦を深める大変良い機会ですので、懇親会にも是非参加して頂きたいと思っております。

以上



ゴルフ同好会

主幹事 石 渡 英 房

ゴルフ同好会では、年間4回にわたり東京近郊の名門といわれるゴルフコースでコンペを開催しています。また、それだけでなく、前年度弁理士会役員を慰労するコンペを例年5月に行っており、これもゴルフ同好会の会員を中心に行っております。

今年のコンペをざっとご紹介しますと、第1回は、2009年4月9日(木)に桜ヶ丘カントリークラブで開催しました。昨年同様ちょうど桜が咲いており、桜を愛でながらのラウンドとなりました。優勝は、一色健輔先生(ネット75)でした。第2回は6月18日(木)に日高カントリー倶楽部で行われ、4組13人が参加して、優勝は小池寛治先生(ネット78)でした。第3回は9月8日(火)に日高カントリークラブで行われ、3組11名の参加となり、優勝は越智隆夫先生(ネット73)でした。第4回は現在計画中ですが、11月8日(日)に武蔵野ゴルフクラブで行われる予定です。なお、このような例会のほかに、PA会の旅行会(10月31日~11月1日予定)でも、コンペが行われ、この旅行会のコンペは同好会の会員でなくとも参加でき、初心者の方のデビューにちょうどよいのではないのでしょうか。

年4回開催されるコンペはゴルフ同好会で管理するハンディキャップ方式で行われており、ハンディ8~36の方がいらっしゃいます。ハンディは、優勝すると3割減、準優勝では2割減、3位は1割減となっていますので、ハンディ36の人でも優勝する確率がだんだん増して行き、結局のところ、全員が1回は優勝できるチャンスがあるようになっています。ちなみに、昨年も今年も今のところ連続優勝ということはなく、誰もが優勝できるチャンスがあるわけです。

そのほかにも、いろいろな賞を用意しており、実力で獲得できるものもあれば、ラッキーのみでいただけるものもあり、帰って家族に自慢できるようになっています。

また、シニアの先生にも楽しんでいただくため、ドラコンについてはシニアドラコン(65歳以上)を設定しており、さらにグランドシニアドラコン(70歳以上)も設けています。シニアドラコンは、

一般的に飛距離が少ないといわれる女性の先生も参加資格があり、一緒に楽しめるようになっていきます。

☆ ☆

ここ数年の課題としては、昨年も述べましたように、参加者が少ないということで、例会のコンペは4組がやっとという感じです。当同好会も新規会員を通年で募集していますが、特に若い層の先生に参加していただきたいと考えています。このために、初心者向けにゴルフ練習会を開催しています。これは、道具がなくてもいいから(道具は借りるのですが)、当同好会のゴルフのベテランの先生のアドバイスを受けながら実際に球を打ってみるという催しです。ゴルフの経験はなくても大丈夫です。6時半ごろから約1時間半ほど練習して、汗をかいたところで、近くの飲み屋に行ってビールを飲むというもので、だんだん新しい先生が集まってきました。さらに、ショートコースでの練習ラウンドや河川敷コースでのラウンドも企画しているところです。

☆ ☆

ゴルフの良いところは、ベテランも初心者もそれなりに楽しめて一緒にプレイできるところです。お忙しい毎日ではあると拝察いたしますが、まずは、楽しむゴルフを目指しておりますので、ご入会ならびにご参加ください。

以上



麻雀同好会

「PAMJ会」

幹事長 杉本文一

「阿形先生の思い出」

今回は誠に残念なことに阿形先生の思い出と云うタイトルで始めさせていただきます。

阿形明先生は去る4月27日に亡くなられました。まさに寝耳に水でしたので、驚きの声も出なかったほどです。

阿形先生は我々の会では超有名な先生であり、弁理士会を初めとして大学、学会等での幅広いご活躍は知る人ぞ知るでありました。

今、私の手元に本年度の総合成績表が本年第5回の例会開催の案内とともに幹事さんより送付されて来ています。これによりますと、第2回（4月4日）までの成績が+76と記載されており、その次の回（6月6日）と（8月1日）が空欄となっています。阿形先生は何があっても麻雀の例会を決して休まれることはなかった方です。ようやく、アーいらっしやらないんだと思い出したところです。

阿形先生は温厚・篤実を地で行かれた方で、まさに文字通り極めて優しい方で、ただ生涯麻雀が友であると公言されて憚られることがなかったほどで、このことは親交のあった方々すべての方がご存じでした。

私は、偶々先生とは同窓であり、特許庁という同じ職場だった関係もあり、専攻は全く違っていました。麻雀だけは何をにおいてもご一緒させて頂きました。その後弁理士になってからは、いっしょにPAMJ会に入れて頂きました。そして初回はまだ弁理士登録が済んでいなかった段階で例会に参加して、緊張のあまり（自分ではそう思っていました）蒼々たるメンバーの中ではありまし

たが、当日優勝の栄を得たことを覚えています。

そして、その年の年間優勝も得まして、優勝賞品として家紋入りの麻雀牌を頂きました。当時はまだ、その年度の年間優勝者が翌年の優勝賞品を負担すると言う慣行がありましたので、結局翌年度の麻雀牌を小生も負担いたしましたことを覚えています。

その後その慣行が立ち消えになった時、阿形先生は、麻雀屋が開けるほど何個も牌を貰っているので私はそれほど必要はないけれど、欲しい方も居られるんじゃないのと云われていたんですが、その後の復活はありません。

私自身は麻雀とは別に、会務のこと、事務所のこと、法律のことなど事ある毎に相談に乗って頂いていろいろとご教示頂いておりました。

阿形先生は黄綬褒章の栄に浴されておられますとおり、日本弁理士会の会務を初めとして日本弁理士クラブ、PA会等、他母校関係の各役員等をされて、幅広いご活躍をされておられました。

その間をぬって麻雀に精を出されておられ、何時仕事をされるんですかと、いつもお尋ねしていましたが、麻雀が終わると、これから仕事なんだ、と仰ってそのまま事務所に帰られる姿が今も臉に残っています。

常日頃、仕事と麻雀が両立しないなんて、と仰っていました。

我々PAMJ会会員も、仕事と麻雀を両立させることを最優先に掲げて、これを念頭において日々奮闘しております。

阿形先生のご冥福をお祈りしながら筆をおきたいと思います。



テニス同好会

テニス同好会幹事 平山洲光

長らく続けていた黒門小学校の校庭での夜間練習会は現在やっていません。また、昨年7月にはPA会旅行会幹事の藤谷先生からテニス同好会での参加を勧めて頂きましたが、残念ながら都合がつかず参加できませんでした。最近では、今年の1月、日本弁理士クラブテニス大会の前に西岡先生が個人的に開いてくれた木場公園での練習会に参加したのが最後でした。

と言うわけで、PA会テニス同好会の皆様には、個々に研鑽を積まれて、或いは気楽な仲間と誘い合って、テニスを楽しむ健康な日々を送っていただきたいと願うものです。

ところで、公式戦の平成20年度の日本弁理士クラブテニス大会は、平成21年1月24日、品川プリンスホテル高輪テニスセンターにおいて、PA会1、春秋会1、南甲クラブ1、無名会1、稲門クラブ1の合計5チームによる総当戦を行い、PA会テニス同好会は、春秋会、南甲クラブに次いで3位でした。6ゲーム先取の試合では、先行逃げ切りが勝ちパターンですが、スタートから逃げ切りのケースが多かったようです。出場は、後藤政喜会長、西岡邦昭先生、本田昭雄先生、田中勲先生と私の混成チームでした。

次の公式戦の平成21年度の日本弁理士協同組合主催テニス大会は、平成21年4月25日に行われる予定でしたが、当日朝から風雨が激しく天候回復の予測が立たないため中止となりました。早朝から準備して開催の有無を待たれた参加者の皆様には本当にご苦勞さまでした。しかし、主催者のご厚意により、平成21年11月14日(土曜日)に21年度の開催が決定となりました。

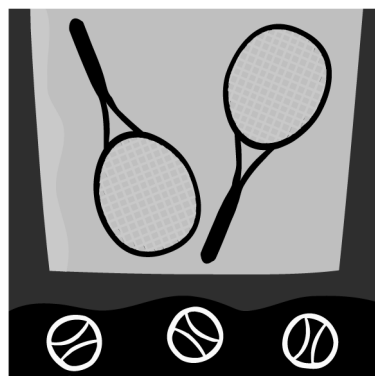
4月25日の参加予定者を含めて、再度参加者を募ります。参加資格は、弁理士、弁理士家族、事務所職員です。

大会参加チームは1チームダブルス2組、全10チームで午前のリーグ戦と午後のトーナメント戦の組み合わせで、優勝から10位までの順位を競います。

PA会はPA1とPA2の2チームで参加し、楽しく試合することを第1とします。目標はPA1チームは優勝、PA2チームは楽しく参加とします。

各チーム4名以上で構成します。好ましくは各チーム5名以上です。

皆様奮って参加下さるようお願い申し上げます。懇親会だけでも参加してください。



スキー同好会

幹事 田 中 勲

スキー同好会では、初級者から経験豊かなスキーヤー・スノーボーダーまでが自由に参加できるスキー旅行会を毎冬1～2回開催しています。多忙を極める時期ですが、遊びにきていただければ幸いです。

先シーズンは2回のツアーを実施し、第1回ツアーは1月下旬に軽井沢に、第2回ツアーは2月下旬に北海道ニセコに行きました。

===軽井沢ツアー===

1月17日(土)と18日(日)に軽井沢プリンスホテルスキー場に行きました。1泊2日で軽井沢に行くのは初の試みです。東京から1時間ほどというアクセスの良さは然ることながら、スキー・スノーボードをしない人でもリゾートを楽しめるのは軽井沢の魅力の一つです。

軽井沢プリンスホテルスキー場は、全体の90%が人口雪とのことですが、天然雪とほとんど区別が付かないほどの滑り心地で(筆者の腕前が至らないせいかもしれませんが)、スキーシーズン初めの脚慣らしとしては申し分ありません。また、晴天の下、雪の全くない軽井沢市街を眼下に見下ろしながら滑走するのは何とも不思議な気分です。



(軽井沢プリンスホテルスキー場にて)

スキーを楽しんだ後は、プリンスホテルのパーティールームにて宴会。その後更に、幹事の宿泊するコテージに酒やつまみを持ち寄って雑談に耽

ったのであります。

2日目は皆思い思いに過ごしていたようです。スキー・スノーボードを楽しむ人、張り切って買い物に出掛けた人、等等。買い物袋をたくさん抱えて満足気な方も。

なお、このツアーには16名が参加しました。

===北海道ツアー===

北海道ツアーは、2月20日(金)～22日(日)にニセコで開催しました。ニセコは言わずと知れたスキーリゾートで、パウダースノーはあまりにも有名です。

当日は、時より晴れ間があるものの、全体としては雪が降ったり吹雪いたりしていることが多く、とても天候に恵まれたとは言いがたい状況でしたが、雪質は申し分なく、わずかな晴れ間に精一杯滑り込みました。筆者ら何名かは、山頂付近の非圧雪エリアに果敢にトライして返り討ちに遭い、へとへとになりましたが。。。

初日の晩の宴会では、北海道ならではの豪華な食事に舌鼓を打ち、美酒に酔いしれました。



(ニセコにて 会長の雄姿)

帰りの羽田便は大幅に遅延。20時に帰京するはずが24時前に! しかし、昨シーズンの経験から皆さん余裕なご様子、新千歳空港の食事処でのんびり飲食。幹事のみハラハラどきどき。何とかそ

の日のうちに帰京できて一安心。

なお、ニセコには最終的に14名の方々にご参加
下さいました。皆様お疲れ様でした。

===来シーズンについて===

昨今の経済状況にかんがみ、数年来続いていた
1シーズン2回のツアー開催を見直しているところ
です。開催時期・場所を含め、具体的なことは
未定ですので、決まり次第お知らせします。

スキー同好会会員の皆様には、シーズンが近付

きましたら詳細なご案内をお送りしますが、会員
以外の方でも、ご興味のある方には、次の電子メ
ールアドレス(isao-tanaka@isshiki.com)にご連絡を
いただければ、案内をお送りするようにいたしま
す。

以上



ボウリング同好会

幹事 鈴木利之

ボウリング同好会では、各年度5～6回のボウリング大会を開催しています。そのうち、12月の大会は日弁ボウリング大会を兼ね、また、10月頃の大会を春秋会等の他会派との合同の大会として、他会派との親睦も図っています。さらに、1年に1回程度を男女ペアによるミックスダブルスの大会として、会員だけでなく、家族、友人、事務所の所員の方々も参加できるようにしています。

通常の大会は、3ゲームの合計得点による個人戦を基本としており、会員ごとのハンディを加算して、毎回の順位を決定しています。ハンディは直近30ゲームのアベレージに基づいて、毎年4月に更新しています。年度の途中でも、優勝するとハンディが5だけ減少し、最下位になると5だけ増加します。このようなハンディ戦としているために、誰にも優勝のチャンスがあります。また、

約1時間半のボウリングの後は、食事をしながらの歓談があり、会員の親睦を図っています。

ところで、日弁ボウリング大会は5会派の対抗戦であり、PA会は過去に多くの優勝を経験しています。最近では、平成19年度の日弁ボウリング大会で優勝しました。過去にボウリングをやったことのある人、あるいは、これからストレス解消にやってみようと思っている人、是非、ボウリング同好会にご入会ください。幹事にご連絡いただければ、大会の案内をお送りいたします。

今年度は、7月7日に通常の大会を、9月29日にミックスダブルスの大会を実施しました。そして、10月29日に春秋会との合同大会を、12月16日に日弁ボウリング大会を予定しています。さらに、来年に入っても通常の大会を予定しています。



アウトドア同好会

幹事 松田嘉夫



アウトドア同好会について

この同好会は、野外活動を通じてPA会員およびご家族の皆様の親睦とリクリエーションを図ることを目的としています。キャンプや釣りなどに限らず、会員の嗜好や体力に合わせてより幅広い分野で野外活動の楽しみを享受することをモットーとしています。

これまで当同好会では、"ウォーキング・プラスアルファの楽しみ"をテーマに、高尾山・自然観察ハイキング（平成15年3月）、富士登山会（平成16年6月）、冬の北陸で鳥類と甲殻類に親しむ会（石川県加賀市・平成17年1月）などを実施してきました。

また、こうした野外活動だけでなく、企画会議を兼ねた懇親会や、舟橋栄子先生による貴重な海外遠征記録を中心としたビデオ映写会など、仕事の後で気軽に参加できる会合も随時開催しています。

・今後の活動予定

本誌の発行と前後して恒例の秋のハイキングまたは懇親会等が企画ないしは実施されていることと思いますが、この原稿を書いている時点では実施時期等は未定です。今年に入ってから、新型インフルエンザを考慮して各種行事の実施を控えておりましたが、その影響は依然として予断を許さない状況にあります。その状況次第ですが、ハイキング等を実施する際には、詳細をPA会HP等によりお知らせいたしますので、ぜひご家族連れでご参加ください。もちろん同好会会員でなくともOKです。

当同好会への入会希望やご意見等は幹事までお知らせください。また、こんな良いハイキングコースがある等の情報やご案内いただける方も募集しております。



スクーバダイビング同好会

幹事 中野圭二

スクーバダイビング同好会に関するFAQ

Q 1. 「スクーバダイビング同好会」ってなんですか？

A 1. 海が好きな人たちが集まるPA会の同好会の一つです。スクーバダイビングとは、空気を詰めたボンベを使ってのダイビング(潜水)です。

Q 2. どんな人が同好会にいますか？

A 2. 海、魚、美味しいお酒&食べ物、ボンベから圧縮空気を吸うのが好きな人が参加しています。ライセンスを取ったばかりの人から、インストラクターや、経験タンク数200本越えのツワモノまで、20代から50代の男女からなるいろいろなダイバーがいます。

Q 3. いきなり一人で入会してもとけこめますか？

A 3. 始めはみんな一人で入会して、ダイビングを通じて仲良くなっています。

Q 4. ダイビングのライセンスがないと同好会には入れないのですか？

A 4. そんなことはありません。これからダイビングを始めてみたい人、とりあえず体験ダイビングからという人などもOKです。

Q 5. どこで潜っているのですか？

A 4. 最近は、初夏と秋に、沖縄、伊豆に潜りに行っています。今までの例を挙げると、富戸、大瀬崎、初島、熱海、沖縄の慶良間諸島などです。その他にも、同好会の会員同士で誘い合って海外に行ったり、伊豆に行ったりしています。

Q 6. 冬はさすがに潜れませんよね？

A 6. いいえ、そんなことはありません。ちょっと寒いですが、海水の透明度は抜群です。昨年末12月30日、31日に潜ったダイバーもいます。

Q 7. 魚やサザエなどを捕まえて食べることはできますか？

A 7. 駄目です。但し、ダイビングの時に泊まる宿は、当然、海の側。夕食は、採れたての海の幸です。

Q 8. どんな魚を見ることができますか？

A 8. 熱帯魚の群れ、マンタ、エイ、ヒラメ、イカ、タツノオトシゴ、イワシの群れを襲うカンパチなどなど。魚以外には、カメ、ウミヘビ、ヤドカリ、イセエビなどもよく遭遇します(運次第)。

Q 9. ダイビングって怖くないですか？

A 9. 同好会主催のツアーは、安全にダイビングを楽しむことをモットーとしています。原則として、現地ガイドをつけたダイビングです。

Q 10. スクーバダイビング同好会は、潜るだけなんですか？

A 10. 連続して潜る場合には、必ず休憩時間があります。そのときに、釣りを楽しんだりすることもあります。また、沖縄で潜る場合には、最終日は、シュノーケリングや、シーカヤックをしたり、普通に観光したりしています。



阿嘉島でのシーカヤック

スクーバダイビング同好会の活動

本年度は、6月26-29日に沖縄は慶良間諸島の
あかじま
阿嘉島へ行ってきました。

《昨年のリベンジへ》

阿嘉島ツアーの参加者は、D介さん、私、春秋ダイバーズ部長のQさん、大阪から初めて参加のBさんの計4名。今回も、PA・春秋・稲門の合同企画です。昨年は、季節はずれの台風2号の影響で、カメポイントに行くことができず、シーカヤックなどやり残したことが沢山ありました。

今回は、沖縄の梅雨明けの時期をねらって6月下旬に企画したのですが、なかなか梅雨が明けず、ひやひやしなながら沖縄へ向かいました。しかし、我々が沖縄に着くと同時に梅雨が明け、連日晴天に恵まれました。



アオウミガメ

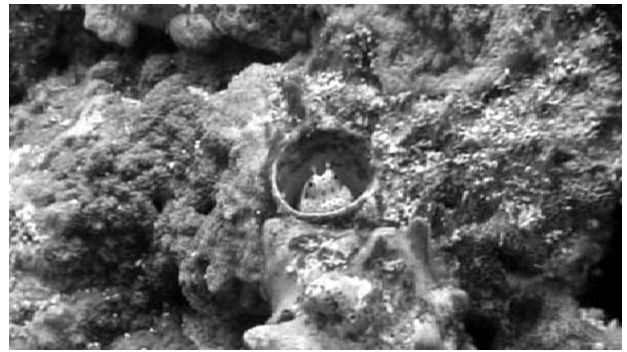
阿嘉島に到着後、直ちにカメポイントへ向かいました。年に何度かはカメが不在のときもあるらしく、祈るような気持ちでエントリーしました。すぐに就寝中のアオウミガメ（写真）を発見し、先ずは一つ目のリベンジを果たしました。



タイマイ（左）とアオウミガメ（右）

さらに進むと、そこにはタイマイとアオウミガメ（写真）がいました。1本目のダイビングで、タイマイ×1とアオウミガメ×5を見ることができ、カメポイントを満喫してきました。

また、翌日には、水面で〇〇しているアカウミガメを発見。3種類のカメを見てきました。



モンツキカエルウオ
(中央の穴の中)

上の写真はモンツキカエルウオです。巣穴から少しだけ顔を出しています。周囲には巣穴が多数あったのですが、先に着いたグループが上を通り過ぎたために、ほとんどが隠れてしまっていました。

今回も最終日は、シーカヤック&シュノーケリングツアーに申し込みました。梅雨が明け、次第に海況も安定してきていて、最高のコンディションでした。無事、二つ目のリベンジも果たすことができました。

シーカヤックツアーでは、ダイビングボートで行けない場所にも行くことができ、シュノーケルでもたくさん魚を見ることができました。

《今後の予定》

秋のツアーは、10月10-12日の3連休に東伊豆の富戸ツアーを計画しています。臨時のツアーも随時企画しますので、ご要望のある方は、幹事までご連絡下さい。

《会員大募集！》

スクーバダイビング同好会では、会員を募集しています。ダイビングに興味のある方は、是非、幹事までご連絡下さい。

連絡先

幹事： 中野圭二

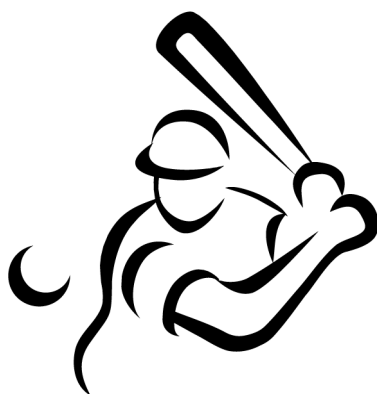
E-Mail:nakano@cluster-pat.jp

ソフトボール同好会活動報告

PA会ソフトボール同好会幹事 蔵合正博

PA会ソフトボール同好会は例年、春から秋にかけて、年に数回東京もしくはその近郊のグラウンドを借りて試合ないしは練習を行うことを目標としております。しかし最近では、同好会の会員の皆様も高齢化したために、あまり活発には活動し

ておりません。若手の会員が増えて、以前のように同好会内部で、或いは他のクラブのチームと試合や練習ができるようになることを期待しています。



PA会運営資金に ご寄付いただいている先生方

PA会会計幹事 渡 辺 伸 一

PA会は、伝統的にその会務運営に要する費用を会員の先生方による任意のご厚意に依存しております。会員の方々への依頼状は、例年PA会幹事長と会計幹事の連名で発送させていただいております。

ここに、本年度の会務運営費をご寄付いただきました先生方のお名前を掲載させていただき、PA会の会務運営に対して賜りました深いご理解に心から御礼申し上げます。

なお、PA会会報19号より、当該年度にお振り込みいただきました先生方のリストを掲載しております。本年度も平成21年9月12日現在までにお振り込み頂きました先生方のお名前を掲載させていただきますので、その点ご了解下さい。

最後に、新たにご寄付をお申し出下さる場合には、下記の郵便振替口座に1口5千円を目安にお振り込み下さい。

郵便振替口座番号 0 0 1 7 0 - 7 - 5 3 6 8 2 0

加入者名 PA会

浅野 彰	浅村 皓	阿部美次郎	網野 友康	新井 孝治	荒井 俊之
飯田 岳雄	飯田 伸行	五十嵐孝雄	池上 徹真	石川 英毅	石橋 脩
石原 啓策	泉 克文	井滝 裕敬	一色 健輔	井出 正威	伊東 彰
伊藤 茂	伊東 忠彦	稲垣 清	稲葉 良幸	井上 元廣	井上 義雄
今村 正純	岩田 弘	上田 和弘	内山 充	宇都宮正明	産形 和央
江原 望	大家 邦久	大垣 孝	逢坂 宏	大島 厚	大谷 保
大塚 秀一	大塚 文昭	大音 康毅	大西 正悟	大橋 英明	大場 正成
大山健次郎	岡田 守弘	岡部 正夫	小川 順三	小川 信一	小合 宗一
押本 泰彦	小野 尚純	影山光太郎	加古 進	柏谷 昭司	春日 讓
片桐 光治	加藤 朝道	加藤ちあき	香取 孝雄	狩野 彰	上山 浩
嶋田 哲彰	加茂 裕邦	河合 千明	川上 宣男	川口 義雄	川崎 仁
川野 宏	川和 高穂	神崎 敬直	神原 貞昭	菊谷 公男	菊池 武胤
草間 攻	葛和 清司	工藤 実	窪田英一郎	栗原 和彦	栗原 浩之
黒川 朋也	小池 寛治	神津 堯子	河野 英仁	國分 孝悦	小島 清路
古関 宏	児玉 喜博	後藤 政喜	小西 富雅	小林 英一	小林 和憲
小林 純子	小林十四雄	小山 欽造	櫻木 信義	佐々木聖孝	佐藤 正美
佐藤 祐介	佐藤 玲太郎	市東 篤	四宮 通	治部 卓	清水 徹男
清水 義憲	庄子 幸男	杉浦 正知	杉原 鉄郎	杉本 博司	杉本 文一
鈴木 大介	鈴木 利之	鈴木 秀雄	須田 正義	関 正治	蔵合 正博
曾我 道治	園部 武雄	高梨 範夫	高橋 雅和	鷹見 雅和	田下 明人
田中 敏博	田中 正治	田中 義敏	田辺 恵基	谷田 拓男	谷 義一
田村敬二郎	土屋 勝	寺崎 史朗	寺本 恵子	中尾 直樹	中島 敏
中平 治	中谷 光夫	中山 健一	西尾 章	西下 正石	二宮 正孝
野末 寿一	野中 克彦	萩野 幹治	萩原 康司	長谷川哲哉	長谷川洋子
花村 泰伸	馬場 玄式	平木 祐輔	平田 忠雄	平山 洲光	広瀬 和彦
福田 賢三	福村 直樹	藤谷 史朗	藤野 清也	伏見 直哉	舟橋 榮子
穂坂 道子	星野 昇	本多 一郎	増井 忠武	松井 伸一	松井 光夫
松浦 憲三	松永 宣行	松本 悟	間山世津子	三浦 邦夫	水野 昭宣
三宅 正夫	村木 清司	村田 正樹	村田 実	森下 賢樹	森山 隆
柳澤 孝成	柳田 征史	矢野 裕也	山内 梅雄	山田 正紀	山田 稔
山田 隆一	山本 忠	湯本 宏	吉延 彰広	吉原 達治	若田 勝一
和田 憲治	渡邊 敬介	渡辺 望稔			

叙勲・褒章受章者（昭和37年以降）

秋元不二三	昭37	秋	黄綬	田中博次	昭52	春	勲四瑞宝
	昭42	秋	勲五双光旭日	柴田時之助	昭52	秋	黄綬
田代久平	昭38	秋	藍綬	海老根駿	昭53	春	勲四旭日小
	昭44	春	勲四瑞宝	近藤一緒	昭53	秋	勲五瑞宝
中松潤之助	昭40	秋	藍綬	秋沢政光	昭54	春	黄綬
	昭42	秋	勲二瑞宝	曾我道照	昭54	春	黄綬
森武章	昭39	秋	黄綬	吉藤幸朔	昭54	秋	勲三旭日中
湯浅恭三	昭39	秋	紺綬	小山欽造	昭55	春	藍綬
	昭46	秋	勲三瑞宝	小川一美	昭55	春	勲五瑞宝
湯川龍	昭39	秋	黄綬	入山実	昭55	秋	勲三瑞宝
浅村成久	昭41	秋	藍綬	矢島鶴光	昭55	秋	勲三瑞宝
小川潤次郎	昭43	秋	勲四旭日小	野間忠夫	昭55	秋	紺綬
竹田吉郎	昭43	秋	黄綬	磯長昌利	昭56	春	勲四瑞宝
	昭49	春	勲五瑞宝	三宅正夫	昭56	秋	黄綬
黒川美雄	昭45	春	勲五瑞宝	吉村悟	昭57	秋	黄綬
中島喜六	昭45	秋	勲五瑞宝	池永光彌	昭58	春	勲四旭日小
松野新	昭46	春	勲四瑞宝	光明誠一	昭58	春	黄綬
足立卓夫	昭46	秋	黄綬	高田忠	昭58	秋	勲三瑞宝
	昭53	秋	勲五瑞宝	小林正雄	昭58	秋	勲五双光旭日
清瀬三郎	昭47	春	勲二瑞宝	戸村玄紀	昭59	春	勲四瑞宝
原増司	昭47	春	勲二瑞宝	西村輝男	昭59	春	黄綬
高橋修一	昭47	秋	紫綬	渡辺総夫	昭60	春	勲四瑞宝
	昭56	秋	勲四旭日小	大条正義	昭61	春	黄綬
笠石正	昭48	秋	藍綬	小山欽造	昭61	秋	勲四瑞宝
	昭57	秋	勲四瑞宝	松原伸之	昭61	秋	黄綬
大条正義	昭48	秋	紺綬	桑原尚雄	昭61	秋	黄綬
伊藤貞	昭49	秋	黄綬	中村豊	昭62	春	勲四旭日小
	昭55	春	勲五瑞宝	田坂善重	昭62	春	勲四瑞宝
沢田勝治	昭50	秋	勲四瑞宝	網野誠	昭62	秋	勲四旭日小
小橋一男	昭50	秋	藍綬	岡部正夫	昭62	秋	藍綬
飯田治躬	昭50	秋	黄綬	小橋一男	昭63	春	勲四瑞宝
田丸巖	昭51	秋	勲五瑞宝	青野昌司	昭63	秋	勲四瑞宝
中島和雄	昭51	秋	勲五瑞宝	大野善夫	平2	秋	黄綬
味田剛	昭52	春	勲三瑞宝	三宅正夫	平3	春	勲五双光旭日章
山本茂	昭52	春	勲三瑞宝	田中正治	平3	春	黄綬

清水 徹 男 平 3 秋 黄綬
 野間 忠 夫 平 3 秋 黄綬
 今 誠 平 4 秋 勲四旭日小
 佐々木 清 隆 平 4 秋 勲四旭日小
 羽生 栄 吉 平 4 秋 勲五瑞宝
 石川 長 寿 平 4 秋 黄綬
 秋沢 政 光 平 5 春 勲四瑞宝
 緒方 園 子 平 5 秋 黄綬
 安井 幸 一 平 5 秋 黄綬
 瀬谷 徹 平 6 春 勲四旭日小
 富田 典 平 6 春 勲四瑞宝
 大塚 文 昭 平 6 春 黄綬
 野口 良 三 平 6 秋 黄綬
 浅村 皓 平 7 春 藍綬
 江原 望 平 7 春 黄綬
 松隈 秀 盛 平 7 春 勲四瑞宝
 長谷川 穆 平 7 秋 藍綬
 吉村 悟 平 8 春 勲五瑞宝
 村松 貞 男 平 9 春 勲四旭日小
 村木 清 司 平 9 春 黄綬
 末野 徳 郎 平 9 秋 勲四旭日小
 河野 昭 平 9 秋 黄綬
 桑原 英 明 平 9 秋 黄綬
 須賀 総 夫 平 10 秋 黄綬
 平田 忠 雄 平 10 秋 黄綬
 阿形 明 平 10 秋 黄綬
 岩田 弘 平 11 春 勲三瑞宝
 鈴木 秀 雄 平 11 春 黄綬
 杉村 興 作 平 11 春 黄綬
 森 徹 平 11 秋 黄綬
 柳田 征 史 平 12 春 黄綬
 土屋 勝 平 12 秋 黄綬
 湯本 宏 平 12 秋 黄綬

岡部 正 夫 平 13 春 勲四瑞宝
 久保田 藤 郎 平 13 春 黄綬
 増井 忠 貳 平 13 春 黄綬
 松原 伸 之 平 13 秋 勲五双光旭日
 安達 功 平 14 春 勲四旭日小
 菊池 武 胤 平 14 春 黄綬
 星野 昇 平 15 春 勲四旭日小
 渡部 剛 平 15 春 勲四瑞宝
 小池 寛 治 平 15 春 黄綬
 清水 徹 男 平 15 秋 旭日双光章
 宇佐美 利 二 平 15 秋 瑞宝小綬章
 神原 貞 昭 平 15 秋 経済産業大臣表彰
 大塚 文 昭 平 16 春 旭日双光章
 林 鈺 三 平 16 春 瑞宝小綬章
 井上 義 雄 平 16 春 黄綬
 松尾 和 子 平 16 春 経済産業大臣表彰
 高見 和 明 平 16 秋 瑞宝小綬章
 井出 直 孝 平 16 秋 黄綬
 稲葉 良 幸 平 16 秋 黄綬
 飯田 伸 行 平 17 春 黄綬
 村田 実 平 17 春 黄綬
 竹内 英 人 平 17 秋 瑞宝中綬章
 平木 祐 輔 平 17 秋 瑞宝双光章
 渡辺 望 稔 平 17 秋 黄綬
 岩上 昇 一 平 18 春 瑞宝双光章
 田中正 治 平 18 秋 旭日小綬章
 加茂 裕 邦 平 20 春 瑞宝小授章
 杉本文 一 平 20 春 瑞宝小授章

(注) 黄綬…… 黄綬褒章
 藍綬…… 藍綬褒章
 紫綬…… 紫綬褒章
 紺綬…… 紺綬褒章

勲 瑞宝…… 勲 等瑞宝章
 勲 旭日中…… 勲 等旭日中綬賞
 勲 旭日小…… 勲 等旭日小綬賞
 勲 双光旭日… 勲 等双光旭日章

PA会関係歴代弁理士会理事（大正5年—昭和30年）

年 度	理 事	年 度	理 事 長	理 事
大正 5年	中 松 盛 雄 清 水 連 郎	14年	山 田 正 実	清 水 連 郎
6年	中 松 盛 雄 清 水 連 郎	15年	山 田 正 実	湯 川 龍
7年	伊 藤 栄 飯 田 治 彦	16年	沼 正 治	
10年	曾 我 清 雄	17年	沼 正 治	杉 村 信 近
11年	猪 股 淇 清			
	伊 東 栄 清 水 連 郎	昭和18年	杉 村 信 近	湯 川 龍
12年	伊 東 栄 猪 股 淇 清	19年	清 瀬 一 郎	奥 山 恵 吉
	浅 村 三 郎	20年		沼 正 治
13年	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄	21年		田 代 久 平
	中 松 盛 雄			沼 正 治
14年	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄	22年		草 場 晁
	中 松 盛 雄			山 中 政 吉
15年	清 水 連 郎	23年	川 部 佑 吉	草 場 晁
昭和 2年	清 水 連 郎			山 中 政 吉
3年	伊 東 栄	24年	田 代 久 平	広 田 徹
4年	伊 東 栄 杉 村 信 近	25年		大 西 冬 蔵
5年	杉 村 信 近			田 代 久 平
6年	中 松 潤之助 草 場 九十九			広 田 徹
7年	中 松 潤之助 草 場 九十九	26年	山 田 正 実	大 西 冬 蔵
8年	浅 村 良 次	27年	小 川 潤次郎	山 田 正 実
9年	浅 村 良 次 隅 田 秋二郎	28年		天 谷 次 一
10年	山 中 政 吉 草 場 晁			小 川 潤次郎
	隅 田 秋二郎	29年		天 谷 次 一
11年	田 代 久 平 草 場 晁			山 中 政 吉
	山 中 政 吉			
12年	田 代 久 平 曾 我 清 雄			
13年	曾 我 清 雄 清 水 連 郎	年度 会 長	副 会 長	
		昭和30年	川 部 佑 吉	山 中 政 吉

P A会関係歴代幹事長・理事（昭和31年以降）

年 度	P A会幹事長	日弁幹事長	日弁副幹事長	弁理士会理事
昭和31年	田 代 久 平			会長 中 松 澗之助 川 部 佑 吉
32年	横 畠 敏 介			横 畠 敏 介 中 松 澗之助
33年	山 中 政 吉	大 西 冬 蔵		黒 川 美 雄 横 畠 敏 介
34年	黒 川 美 雄			会長 大 西 冬 蔵 黒 川 美 雄
35年	黒 川 美 雄			奥 山 恵 吉
36年	小 橋 一 男	黒 川 美 雄		若 杉 吉五郎
37年	小 橋 一 男			会長 浅 村 成 久
38年	大 条 正 義			小 橋 一 男
39年	小 山 欽 造	浅 村 成 久		大 条 正 義
40年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	池 永 光 彌
41年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	会長 奥 山 恵 吉
42年	桑 原 尚 雄	奥 山 恵 吉	三 宅 正 夫	海老根 駿
43年	桑 原 尚 雄		三 宅 正 夫	岡 部 正 夫
44年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	会長 湯 浅 恭 三
45年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	小 山 欽 造 松 原 伸 之
46年	野 間 忠 夫	小 橋 一 男	浅 村 皓	西 村 輝 男
47年	高 橋 敏 忠		大 塚 文 昭	秋 沢 政 光
48年	安 井 幸 一		高 橋 敏 忠	野 間 忠 夫
49年	浅 村 皓		杉 村 興 作	会長 小 橋 一 男
50年	大 塚 文 昭	小 山 欽 造	栗 林 貢	長谷川 穆

51年	西	立	人		菊池	武胤		杉村	興作
52年	津田		淳		田中	正治		桑原	尚雄
53年	杉村	興作			浅村	皓	会長	小山	欽造
54年	坂田	順一	岡部	正夫	田中	正治		浅村	皓
55年	菊池	武胤			久保田	藤郎		田中	正治
56年	増井	忠式			柳田	征史	会長	岡部	正夫
57年	村木	清司	秋沢	政光	浅村	皓		津田	淳
58年	柳田	征史			阿形	明		坂田	順一
59年	田中	正治			江原	望		三宅	正夫
60年	江原	望			一色	健輔	会長	秋沢	政光
61年	阿形	明			谷	義一		柳田	征史
62年	清水	徹男	長谷川 (前期) 秋沢 (後期)	穆政 光	杉浦	正知		村木	清司
63年	一色	健輔			小池	寛治	会長	長谷川 阿形	穆 明
平成元年	谷	義一			神原	貞昭		江原	望
2年	小池	寛治			村木	清司		菊池	武胤
3年	神原	貞昭	浅村	皓	網野	友康		増井	忠式
4年	渡辺	望稔			福田	賢三		浅村	皓
5年	小塩	豊			井上	義雄	会長	浅村	皓
6年	井上	義雄			飯田	伸行		清水	徹男
7年	飯田	伸行	田中	正治	渡辺	望稔		神原	貞昭
8年	網野	友康			加藤	朝道		小池	寛治
9年	村田	実			小塩	豊	会長	田中	正治
10年	大西	正悟	村木	清司	村田	実		渡辺	望稔
								加藤	朝道

11年	福村直樹		大西正悟		村木清司
					小塩豊
12年	渡邊敬介		松田嘉夫	会長	村木清司
					飯田伸行
13年	松田嘉夫		古関宏		井上義雄
14年	福田伸一	谷	義一	渡辺敬介	村田実
15年	本多一郎			福田伸一	大西正悟
16年	古関宏			井出正威	福田賢三
17年	狩野彰			岡部譲	谷義一
					一色健輔
18年	井出正威		本多一郎	会長	谷義一
					岡部譲
					渡邊敬介
19年	萩原康司	大西正悟	狩野彰		稲葉良幸
20年	神林恵美子		萩原康司		福田伸一
21年	福田賢三		神林恵美子		本多一郎

P A会会員歴代常議員（大正11年以降）

大正11年	曾 我 清 雄	中 松 盛 雄	草 場 九 十 九	飯 田 治 彦		
大正12年	清 水 連 郎	飯 田 治 彦	草 場 九 十 九	中 松 盛 雄		
大正13年	伊 東 榮	清 水 連 郎				
大正14年						
大正15年	秋 元 不 二 三	草 場 九 十 九	曾 我 清 雄			
昭和2年	浅 村 良 次	杉 村 信 近	曾 我 清 雄	草 場 九 十 九		
昭和3年	猪 股 淇 清					
昭和4年						
昭和5年	清 水 連 郎					
昭和6年	清 水 連 郎					
昭和7年	原 田 九 郎					
昭和8年	草 場 晁 水 連 郎	竹 田 吉 郎	中 松 潤 之 助	山 中 政 吉	原 田 九 郎	
昭和9年	田 代 久 平 山 中 政 吉	山 田 正 実	清 水 連 郎	草 場 晁	中 松 潤 之 助	
昭和10年	影 山 直 樹	久 高 将 吉	田 代 久 平	山 田 正 美		
昭和11年	浅 村 成 久	沼 正 治	高 橋 松 次	久 高 将 吉		
昭和12年	足 立 卓 夫	湯 川 龍	金 丸 義 男	浅 村 成 久	沼 正 治	
昭和13年	伊 藤 貞	大 條 正 雄	猪 股 正 清	金 丸 義 男	湯 川 龍	
昭和14年	奥 山 惠 吉	曾 我 清 雄	大 條 正 雄			
昭和15年	芦 葉 清 三 郎	杉 村 信 近	奥 山 惠 吉	曾 我 清 雄		
昭和16年	秋 元 不 二 三	山 田 正 美				
昭和17年	奥 山 惠 吉 湯 川 龍	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎	山 田 正 実	秋 元 不 二 三	
昭和18年	足 立 卓 夫	廣 田 徹				
昭和19年	大 條 正 雄	久 高 将 吉	山 中 政 吉			
昭和20年	秋 元 不 二 三	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎			
昭和21年	奥 山 惠 吉 金 丸 義 男	草 場 晁 芦 葉 清 三 郎	久 高 将 吉 影 山 直 樹	山 田 正 実 竹 田 吉 郎	秋 元 不 二 三	
昭和22年	荒 木 友 之 助					
昭和23年	大 西 冬 蔵	田 代 久 平	大 條 正 雄	黒 川 美 雄	荒 木 友 之 助	
昭和24年	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照		
昭和25年	横 畠 敏 介	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照	
昭和26年	大 條 正 雄	若 杉 吉 五 郎	横 畠 敏 介	大 野 龍 之 輔		
昭和27年	中 島 喜 六	柴 田 時 之 助	廣 田 徹	大 條 正 雄	若 杉 吉 五 郎	
昭和28年	小 川 一 美 柴 田 時 之 助	小 橋 一 男 廣 田 徹	田 丸 巖	黒 川 美 雄	中 島 喜 六	
昭和29年	吉 村 一 悟 小 川 一 美	細 川 政 之 助	黒 川 美 雄	田 丸 巖	小 橋 一 男	

昭和30年	中島喜六	大西冬藏	細川政之助	吉村悟
昭和31年	小橋一男	光明誠一	中島喜六	大西冬藏
昭和32年	松原伸之男 小橋一男	高橋松次	柴田時之助	廣田徹 光明誠一
昭和33年	大条正義 大松正伸	小山欽造	廣田徹	柴田時之助 高橋松次
昭和34年	小川潤次郎 小山欽造	三宅正夫	横島敏介	岡本重文 大条正義
昭和35年	中島和雄	日下繁	三宅正夫	小川潤次郎 横島敏介
昭和36年	海老根駿	田丸巖	日下繁	中島和雄
昭和37年	桑原尚雄	相良省三	長城文明	海老根駿 田丸巖
昭和38年	岡部正夫 相良省三	松原伸之	山本茂	長城文明 桑原尚雄
昭和39年	山本茂(議長) 石川長寿		松原伸之*	岡部正夫* 西村輝男
昭和40年	清水陽一	市東市之介	西村輝男	石川長寿
昭和41年	吉田功	渡辺迪孝	岡野一郎	市東市之介 清水陽一
昭和42年	池永光彌(議長)		浅村皓	渡辺迪孝
昭和43年	秋沢政光 池永光彌	小川一美	和田義寛	野間忠夫** 浅村皓
昭和44年	長谷川穆(副議長) 和田義寛		山下穰平	安井幸一 小川一美
昭和45年	大条正義	西立人	網野誠	長谷川穆
昭和46年	栗林貢 網野誠	緒方園子 大条正義	高橋敏忠	杉村興作 西立人
昭和47年	田代初男 杉村興作	草野卓 高橋敏忠	今井庄亮	栗林貢 緒方園子
昭和48年	小山欽造(議長) 小草野卓		伊藤晴之男 伊藤晴之男	大塚文昭 矢淵久成
昭和49年	中平治	田中正治	伊藤晴之男	大塚文昭 矢淵久成
昭和50年	津田淳	柳田征史	久保田藤郎	中平治 津田淳
昭和51年	秋沢政光(議長) 秋柳征史		石原孝志 久保田藤郎	江原望 津田淳
昭和52年	後藤武夫 秋沢政光	菊池武胤	土屋勝	増井忠式 江原望
昭和53年	中村純之助 増井忠式	坂田順一	桑原英明	菊池武胤 土屋勝
昭和54年	三宅正夫(議長) 坂田順一		細井正二 中村純之助	清水徹男 栗田忠彦
昭和55年	寺崎孝一 細井正二	井上義雄 伊東彰	井出直孝	栗田忠彦 清水徹男
昭和56年	阿形明一(議長) 阿寺孝一	伊東彰	村木清司 村井直孝	大音康毅 井上義雄
昭和57年	影山一美 阿形明一	加藤建二	小池寛治	佐々木清隆 村木清司

昭和58年	野間忠夫 (副議長) 影山一健 小池寛治 一色健 鈴木秀雄	桑原尚雄 佐々木清隆 森木徹**	野口良三 加藤建三	松永宣行 福田賢三**
昭和59年	西村輝男 湯本宏 一色健 舗	須賀永 松永宣夫	浅野忠尚 村口良三	南野孝忠 野間孝夫
昭和60年	立石幸宏 西村輝男 湯本宏	杉村興作 須賀総夫	谷田義一 平田忠雄	大谷孝保 南野孝夫
昭和61年	岡部正夫 (議長) 飯田伸行 豊 小塩行	岩本行夫 大谷行保	大野善幸 立石幸宏	戸水辰男 谷辰義
昭和62年	吉村悟 神原貞伸 飯田伸	渡辺望 大岩善行	加藤朝道 藤部正夫	福田賢三 戸水辰男
昭和63年	森村徹 吉村貞 神原貞	渡辺龍三 渡辺望	橋本正男 加藤朝道	村田実三 福田賢三
平成元年	網野友康 森徹	押本泰彦 渡辺龍三	小橋正明 橋本正男	西村輝男 村輝男
平成2年	阿形明 原島典孝 西村輝男	足立友康 網野友康	今押本泰彦 橋本正男	永田武三 杉浦正知
平成3年	荒井俊之 山内武三 永田武三	田中典 阿形島典	中村豊 足立豊	矢野裕也 高梨範夫
平成4年	田中正治 (議長) 神野裕也 矢野	福山直樹 山内梅雄	稲葉良幸 荒井俊之	香取孝雄 舟橋栄子
平成5年	長谷川穆 加藤卓 福村直樹	二宮正孝 稲葉良幸	大江垣孝望 原正男	松田嘉夫 神津堯子
平成6年	柳田征史 (副議長) 社本嘉夫 松田嘉夫	清水水邦明 大垣盛克	新盛克 長谷川幸治	阿部和夫 二宮正孝
平成7年	阿部和夫 柳村征清 木司	新垣盛克 川添不美雄	小川順三 久門三享	社本一夫 佐野一邦廣
平成8年	菊池武胤 (副議長) 佐野邦正 大西正	村加木清司 木藤晃	川添不美雄 渡邊敬介	河野昭二 宇佐美利
平成9年	上加島淳一 庄藤伸幸 子幸男	宇佐美利 菊池多敬	大小塚文昭 小島清敬	大西正悟 久間正悟
平成10年	大小塚文隆 長沼輝夫 沼輝夫	岡部敬 久間多敬	小島清幸 庄井忠	古杉宏一 山田文正
平成11年	岡部文祐 杉本木正 山田正	大高厚 福原千鶴子	古関英一 田中多一郎	小長隆夫 増井隆夫

平成12年	大本島厚 高多一 見和明	原千鶴子 林貞昭 神惠美子	高神千 原林鶴 神神子	田中 英夫 仲一	平木 祐輔 醍邦弘	福田 伸一 西富雅
平成13年	神原貞昭 小西富雅 井伸一	神林惠美子 醍醐邦弘	清水徹男 桜井周 高見和	西岡邦昭 萩原康司	井出正威 関正治	
平成14年	清水徹男 関正治	西岡邦昭 浅村皓	井出正威 春日讓	桜井周矩 須田正義	萩原康司 小野尚純(監事)	
平成15年	浅村皓一 中山健	春日原讓望(監事)	須田正尚 小野純	小林純子	狩野彰	
平成16年	井上義雄(副議長) 河合千明	狩野場玄彰式	小福林純子 福島弘薰	中山健一 江原望(監事)	越智隆夫 増井忠式(監事)	
平成17年	井上義雄 飯田伸行	越智隆夫 嶋田哲彰	河合千史 藤谷史朗	馬場玄式 星野昇(監事)	福島弘薰 増井忠式(監事)	
平成18年	飯田伸行 一色健輔**	嶋田哲彰 伊東忠彦	藤谷史朗 泉克文	星野伸一	上山浩	
平成19年	伊東忠彦 一色健輔	泉三上克文 三上結	白井伸一 市東篤	濱中淳宏		
平成20年	一色健輔 櫻木信義	三上結次 望月良次	市東忠重 伊東忠重	濱中淳宏 石渡英房	井上義雄(監事)	
平成21年	櫻木信義 大西正悟	望月良次 井滝裕敬	伊東忠重 中野圭二	石渡英房 深澤拓司	山田正紀(監事)	

(注: * 2年度議員 ** 1年任期)

特許庁関係各種委員（昭和31年以降）

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和31年		海老根 駿（常任） 竹 田 吉 郎（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 中 松 潤之助 田 代 久 平 豊 田 時次郎
32年	大 野 柳之輔	海老根 駿（常任） 田 代 久 平（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 田 代 久 平 豊 田 時次郎
33年	田 代 久 平		[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 田 代 久 平 豊 田 時次郎
34年	田 代 久 平		
35年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
36年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
37年		奥 山 恵 吉（常任） 小 橋 一 男（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋
38年		奥 山 恵 吉（常任） 森 健 吾（常任）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋
39年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞 [有用発明選定委員会] 大 条 正義
40年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和41年		〔試験部会〕 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
42年		〔試験部会〕 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
44年		〔試験部会〕 三宅 正夫(臨時)	[工業所有権審議会制度改正部会] 湯 浅 恭 三 [工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄(評議委員) 田 中 博 次(評議委員) 小 橋 一 男(特別評議員) [工業所有権審議会] 大 条 正 義 [多項制研究会] 浅 村 皓 [医薬特許研究会] 小 林 正 雄 [特許分類評議会] 大 野 晋
45年		〔試験部会〕 西村 輝男(臨時)	[工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄 田 中 博 次 [工業所有権審議会有用発明選定委員会] 小 山 欽 造 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
46年	〔懲戒部会〕 中島 喜六	〔試験部会〕 岡部 正夫(臨時)	[工業所有権審議会特許分類評議会] 大 野 晋 小 林 正 雄 [工業所有権審議会微生物懇談会] 西 立 人 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
47年		〔試験部会〕 田中 博次 (S47. 4. 1-S49. 3. 31) 〔試験部会〕 吉村 悟 (S47. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小 山 欽 造 (S47. 7. 26-S48. 3. 19) [工業所有権審議会] 大 条 正 義

48年	〔試験部会〕 長谷川 穆 (S48. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 岡部 正夫 (S48. 8. 15-S50. 3. 19) [工業所有権審議会] 大条 正義 [特許分類審議会] 大野 晋 小林 正雄
49年	〔試験部会〕 西 立人(臨時) (S49. 5. 8-S50. 3. 19)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小橋 一男 (S49. 5. 8-S50. 3. 19) [工業所有権審議会] 大条 正義
50年	〔試験部会〕 野間 忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 岡部 正夫 大条 正義
51年	〔懲戒部会〕 大条 正義 (S51. 1. 1-S52. 12. 31)	〔試験部会〕 大条 正義 [工業所有権審議会] 岡部 正夫
53年	〔試験部会〕 野間 忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 小山 欽造 (S53. 5. 1-S54. 3. 19)
54年	〔試験部会〕 安井 幸一(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12. 31) 〔試験部会〕 大塚 文昭(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12. 31)	[工業所有権審議会] 西村 輝男 (S54. 7. 18-S56. 7. 17) [パリ条約改正等準備委員会] 浅村 皓
55年	〔試験部会〕 安井 幸一(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31) 〔試験部会〕 大塚 文昭(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31)	
56年	〔試験部会〕 松原 伸之(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31)	[工業所有権審議会] 岡部 正夫 (S56. 4. 28-S58. 4. 27) 網野 誠 (S56. 7. 18-S58. 7. 17)

57年	〔試験部会〕 玉 蟲 久五郎 (S57. 1. 1~S58. 12. 31) 〔試験部会〕 松 原 伸 之 (臨時) (S57. 1. 1~S57. 12. 31)	
58年	〔試験部会〕 浅 村 皓 (臨時) (S58. 1. 1~S58. 12. 31) 〔試験部会〕 内 田 明 (臨時) (S58. 1. 1~S58. 12. 31)	
59年	〔試験部会〕 浅 村 皓 (臨時) (S59. 1. 1~S59. 12. 31) 〔試験部会〕 内 田 明 (臨時) (S59. 1. 1~S59. 12. 31)	
60年		[工業所有権審議会] 秋 沢 政 光 (S60. 5. 20~S62. 5. 19) 岡 部 正 夫 (S60. 8. 15~S62. 8. 14)
61年		
62年		[工業所有権審議会] 岡 部 正 夫 (S62. 10. 5~H 1. 10. 4) [標準仕様研究会] 田 中 正 治 (委員) 神 原 貞 昭 (専門委員) (S62. 2~S63. 2)
63年	〔試験部会〕 清 水 徹 男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 田 中 美 登 里 (臨時) (S63. 1. 1~S63. 12. 31)	[工業所有権審議会] 長 谷 川 穆 (S62. 5. 30~H 1. 6. 9)
平成1年	〔試験部会〕 清 水 徹 男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 村 松 貞 男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 中 島 敏 (臨時) (S64. 1. 1~H 1. 12. 31)	

2年	〔試験部会〕 中島 敏(臨時) (H 2. 1. 1~H 2.12.31)	[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20-H 3. 9.19)
3年		[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20-H 3. 9.19)
4年		[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 3.10.11-H 5.10.10)
5年	〔試験部会〕 緒方 園子 (H 4. 1. 1~H 5.12.31) 村木 清司(臨時) (H 5. 1. 1~H 5.12.31)	[工業所有権審議会] 浅村 皓 (H 5. 4.10-H 5.12.19) 大塚 文昭 (H 3.10.11~H 5.10.10) 岡部 正夫 (H 4.12.20~H 5.12.19)
6年	〔試験部会〕 鈴木 秀雄 (H 6. 1.13~H 8. 1.12) 村木 清司(臨時) (H 6. 1.13~H 6.12.31)	[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 5.11.19-H 7.11.18) [分類改正委員会] 大西 正悟 (H 5.11.19~H 7.11.18)
7年	〔弁理士審査会〕 松尾 和子 (H 8. 1.13~H10. 1.12)	[分類改正委員会] 西岡 邦昭 (H 7.12.12-H 9.12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本・彦 (H 7. 6. 6~H 9. 6. 5)
9年	〔弁理士審査会〕 松尾 和子 (H 9. 1.13~H10. 1.12)	[分類改正委員会] 西岡 邦昭 (H 7.12.12-H 9.12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本・彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 田中正治 (H 9. 4.18~H10. 3.14)
10年	〔弁理士審査会〕 谷 義一(常任) (H10. 1.13~H12. 1.12) 星川 和男(臨時) (H10. 1. 1~H10.12.31)	[商品・サービス国際分類改正委員会] 押本・彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 大塚 文昭(臨時) (H 9.12.15~H11.12.14)

11年	<p>[弁理士審査会]</p> <p>谷 義 一 (常任) (H10. 1.13~H12. 1.12)</p> <p>竹 内 英 人 (臨時) (H11. 1.20~H11.12.31)</p> <p>星 川 和 男 (臨時) (H11. 1.20~H11.12.31)</p>	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>大 塚 文 昭 (H 9.12.15~H11.12.14)</p>
12年	<p>[弁理士審査会]</p> <p>加 藤 朝 道 (臨時) (H11.12.14~H12.11.30)</p> <p>徳 永 博 (臨時) (H11.12.14~H12.11.30)</p>	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>村 木 清 司 (H12. 7.27~H13. 1. 5)</p>
13年	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>加 藤 朝 道 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>徳 永 博 任 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>小 池 寛 治 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>稲 葉 良 幸 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会]</p> <p>松 田 嘉 夫 (H13. 1~)</p> <p>[産業構造審議会]</p> <p>谷 義 一 (臨時) (H13. 4.27~H14. 4.26)</p>
14年	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>小 池 寛 治 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>稲 葉 良 幸 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>足 立 泉 (H13.12. 1~H15.11.30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会]</p> <p>松 田 嘉 夫 (H13. 1~)</p> <p>[産業構造審議会]</p> <p>押 本 ・ 彦 (臨時) (H14. 4.27~H15. 4.26)</p>
15年	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>足 立 泉</p> <p>柳 田 征 史</p>	<p>[産業構造審議会]</p> <p>松 尾 和 子 (臨時) (H15.6~)</p> <p>古 関 宏 (臨時) (H15.6~H16.6)</p>
16年	<p>[弁理士試験委員]</p> <p>柳 田 征 史</p> <p>松 永 宣 行</p> <p>高 梨 範 夫</p>	
17年		
18年	<p>[弁理士試験委員]</p> <p>福 田 賢 三</p> <p>高 原 千 鶴 子</p> <p>窪 田 英 一 郎</p>	<p>[産業構造審議会]</p> <p>谷 義 一</p> <p>神 原 貞 昭</p>
19年	<p>[弁理士試験委員]</p> <p>阿 部 和 夫</p> <p>小 林 純 子</p>	

20年

[弁理士試験委員]

舟 橋 榮 子
阿 部 和 夫
小 林 純 子
本 多 敬 子
中 村 知 公
加 藤 ちあき
岩 瀬 吉 和

[特許性検討委員会]

松任谷 優 子
清 水 義 憲

21年

[工業所有権審議会]

舟 橋 榮 子
望 月 良 次
福 田 伸 一
中 村 知 公
中 山 健 一
小 澤 信 彦
萩 原 康 司

(臨時)

(H21. 2. 20~H21. 11. 30)

[特許庁]

土 屋 良 弘

P A 会 会 則

(名称)

第1条 本会はP A会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦及び福利の増進を図ると共に日本弁理士会の円滑なる活動に寄与し弁理士業務の進歩拡充を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は前条の趣旨に賛同する弁理士であって、入会申し込みが幹事会で承認された会員を以て組織する。

2 幹事会は、幹事会の決定するところにより会員を退会扱いとすることができる。

3 幹事会は、本人の申し出により、又は幹事会の決定するところにより会員を休会扱いとすることができる。

(役員)

第4条 本会には次の役員を置く。

幹 事 長 1名

幹事長代行 1名

副幹事長 若干名

幹事相談役 若干名

幹 事 若干名

2 各役員任期は、定時総会で定めた日より1年とする。

3 幹事長は本会を代表する。

4 幹事長代行若しくは副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長欠けたるとき又は幹事長事故あるときは幹事長の職務を代行する。

(総会)

第5条 定時総会は年1回行う。

2 臨時総会は幹事会において必要と認めたとときに行う。

3 幹事長は総会を招集し、議長となる。

4 総会における議事は、出席会員の過半数を以て決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。

5 総会においては次の事項を議決する。

一 会則の改正及び会則に基づく規約の制定若しくは改廃に関する事項

二 役員を選任に関する事項

三 幹事会において総会に付議する必要を認めた事項

(幹事会)

第6条 幹事会は第4条の役員を以て組織する。幹事会は本会の運営に当たる。

(部会、委員会)

第7条 本会は総会の決議又は幹事会の決定に基づいて部会又は委員会を設けることができる

(相談役)

第8条 本会に相談役を置く。

2 相談役は幹事会が選任する。

3 相談役は会務の運営その他重要な事項について幹事会の諮問に応じる。

(協賛会員)

第9条 幹事会は、会員が推薦する会員以外の者を幹事会の決定するところにより協賛会員と認定することができる。

2 協賛会員は、本会の行事中幹事会が決定する行事に幹事会の決定するところにより参加することができる。

3 幹事会は、協賛会員の認定を幹事会の決定するところにより取り消すことができる。

(会計)

第10条 本会の会計年度は2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

- 2 本会の経費は会員の寄付金を以てこれに充てる。
- 3 本会の資産は幹事会が管理する。

平成4年3月6日制定

平成14年3月23日改正

平成16年1月9日改正

(附則) この会則の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

第1条 平成16年度の役員任期は平成16年4月1日に始まり平成17年1月31日に終わる。

第2条 平成16年度の会計年度は平成16年4月1日に始まり平成17年1月31日に終わる。

PA会慶弔規定

PA会員等についての慶事及び弔事に関しては原則として以下により祝意又は弔意を表す。

1. 慶事に関する祝意は下記の方法によって表す。

(1) 会員が叙勲を受け、褒章を受章し又はその他の表彰を受賞したときは、幹事長より祝詞を送る。会員の婚姻等の慶事についても同様とする。

(2) 春の叙勲者、褒章受章者、その他の表彰受賞者には、受章祝賀会又はこれに代わる催しに招待し、祝意を表す。会員の白寿、米寿の慶事についても同様とする。

(3) 春、秋の叙勲者、褒章受章者、その他の表彰受賞者には、忘年会又は新年会を兼ねた祝賀会に招待し、祝意を表す。

(4) 会員以外の弁理士が叙勲を受け又は褒章を受章したときは、幹事長より祝詞を送る。

2. 弔事に関する弔意は下記の方法によって表す。

(1) 下記の者が死亡したときは弔電による。

会員

PA会に貢献した会員の近親

会員以外の日本弁理士会（弁理士会を含む。以下同様）の正副会長、理事、常議員会議長又は監事長の経験者並びにその他日本弁理士会に貢献した弁理士

(2) 下記の者が死亡したときは、弔電の他、花輪、生花又は香典を供する。

本会幹事長経験者

会員であって日本弁理士会の正副会長、理事、常議員会議長又は監事長の経験者並びにその他日本弁理士会に貢献した弁理士

PA会に貢献した会員

PA会に特に貢献した会員の近親

付記 日本弁理士会に貢献した会員、PA会に貢献した会員又はPA会に特に貢献した会員の近親への弔意並びに花輪、生花、香典の額は、PA会との関係、経歴等を考慮して幹事会が決定する。

平成4年3月6日制定

平成14年3月23日改正

PA会入会申込および住所等変更届

- 1) PA会ではより多くの方々に入会して戴くべく、広く門戸を開放しておりますので、お知合いの方で未加入の方がありましたら、是非ともPA会への入会をお勧め下さい。

入会を希望される方がおられるときには、その旨をPA会幹事長または幹事（PA会名簿を参照下さい）までご連絡下さい。

幹事長または幹事は、入会希望者および紹介者を庶務幹事に連絡します。それを受けて、庶務幹事は、PA会入会申込書を紹介者または入会希望者に送付します。PA会入会申込書は、次頁の様式で必要事項を記入して戴くようにしておりますので、これをコピーしてご記入戴いても構いません。申込書に所定事項を記入の上、幹事長あてに申込書をお送り下さい（入会申込書の「紹介者」の欄については、紹介者があればご記入下さい）。

- 2) 幹事長は、幹事会に入会の承認、異議を諮り、異議がなければ、入会を承認したものとして、庶務幹事より新入会員へ、会員名簿、幹事会の構成メンバーの紹介、アンケート用紙等を送付します。

会員の連絡先住所、事務所名、電話番号、FAX番号、メールアドレスなどの変更・追加につきましては、以降のPA会からの案内、会員名簿や会員連絡網などの整備の万全を期すべく、なるべく早目に幹事長にご連絡下さい。便宜のために次頁の様式をコピーしてご記入戴くか、あるいは変更事項のみをご連絡戴いても結構です。

- 3) PA会への入会申込および住所等変更届は、下記URLのPA会ホームページから行うこともできます。

<http://www.pa-kai.com>

更新：2008年9月

PA会入会申込書

平成 年 月 日

フリガナ					生年月日
氏名					19 年 月 日
登録番号			紹介者		
専攻	法律・機械・電気・電子・化学・物理・金属・その他 ()				
専門分野	ソフトウェア・バイオ・				
連絡先住所 事務所名 (会社名)	〒 -				
	T e l		F a x		E-mail
自宅	T e l		F a x		
入会希望 作業部会	第1希望		第2希望		
入会希望 同好会	ゴルフ・麻雀・テニス・スキー・ボーリング・囲碁・ソフトボール・ アウトドア・スクーバダイビング				
趣味					
弁理士会希望委員会	第1希望				
			第2希望		

PA会住所等変更届

平成 年 月 日

フリガナ 氏名					
登録番号					
変更 の 内 容	氏名				
	事務所名 (会社名)				
	住所	〒 -			
		T e l		F a x	
	自宅	T e l		F a x	
その他					

編 集 後 記

伊 東 忠 重

ようやく会報「P A」第28号を発行することができました。編集に携わった9月は毎日多くのメール・F A Xで執筆者の先生方や出版社と連絡を取り合いました。弁理士会役員選挙の日程の関係で会報の発行日を遅らせることができないため、期限間際はハラハラしましたが、予定どおり発行できたので、とにかくホッとしております。

また、本年は、今までお世話になっていました印刷・製本の会社が8月に倒産してしまったため、出版・印刷・製本を担当していただける会社選びから行わなければなりませんでした。幸いにも、優秀な会社を選ぶことができ、本年の会報の発行の運びとなりました。

最後になりますが、原稿の執筆を引き受けて下さった先生方、迅速に校正・出版・印刷・製本をしていただいた東洋法規出版株式会社の吉川隆治様、その他ご協力下さった全ての皆様に感謝申し上げます。

PA 第28号

平成21年10月10日発行

発行者 P A会幹事長 福田 賢三

編 集 P A会幹事会会報部会

印刷・製本 東洋法規出版株式会社